

# 

令和5年7月13日(木) 号外第60号

毎调火·金曜日発行

				4270	
			<b>人</b>		
$\Diamond$	規	則	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (34) (人事企画 鳥取県会計規則の一部を改正する規則 (35) (会計指導課)		
			- 局 取 宗 云 司		

#### ―公布された規則のあらまし

#### ◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県行政組織条例の一部改正により部が見直されること等に伴い、局及び課の組織を改める。

- 2 規則の概要
  - (1) 政策戦略本部に政策戦略局及びデジタル局を、輝く鳥取創造本部に中山間・地域振興局、中山間振興統 括本部及び観光交流局を、総務部に行政体制整備局を、地域社会振興部に人権尊重社会推進局を、生活環境 部に自然共生社会局を、県土整備部に道路局及び河川港湾局を置く。
  - (2) 政策戦略本部にとっとり未来創造タスクフォース、税務課及び財政課を、政策戦略局に企画課、総合 統括課、広報課、東京本部、関西本部及び名古屋代表部を、デジタル局にデジタル改革課(総務部と共 管) 及びデジタル基盤整備課を置く。
  - (3) 中山間・地域振興局に人口減少社会対策課、買物環境確保推進課及び交通政策課を、観光交流局に観 光戦略課、国際観光・万博課、交流推進課及びまんが王国官房を置く。
  - (4) 行政体制整備局に人事企画課、職員支援課、職員人材開発センター、行財政改革推進課及びデジタル 改革課(政策戦略本部と共管)を置く。
  - (5) 人権尊重社会推進局に人権・同和対策課及び女性応援課を置く。
  - (6) 自然共生社会局に自然共生課、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、循環型社会推進課及び水環境保 全課を置く。
  - (7) 道路局に道路企画課及び道路建設課を、河川港湾局に河川課、治山砂防課及び港湾課を置く。
  - (8) 福祉保健部ささえあい福祉局に孤独・孤立対策課を置く。
  - (9) 生活環境部くらしの安心局にまちづくり課及び住宅政策課を置く。
  - (10) 内部組織、所掌事務、職制等について所要の規定の整備を行う。
  - (11) 施行期日等
    - ア 施行期日は、令和6年4月1日とする(10)の一部を除き、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例の 施行の日とする。
    - イ 関係規則について所要の改正を行う。

#### ◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由
  - (1) 行政組織の見直し等に伴い、所要の改正を行う。
  - (2) 鳥取県産業未来共創条例の制定等に伴い、私人に収納の事務を委託することができる歳入について所要 の改正を行う。
- 2 規則の概要
  - (1) 県の内部組織の見直し等に伴い、所要の改正を行う。
  - (2) 個人情報開示請求等に係る手数料の収納事務を政策戦略本部政策戦略局名古屋代表部、教育委員会事務 局教育総務課及び警察本部広報県民課の出納員に委任する。
  - (3) 鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納に関する事務を地域社会振興部文化政策課の分任出納員に委任す
  - (4) 私人に収納の事務を委託することができる歳入に、次に掲げる補助金の交付決定の取消しに伴う返還金 を追加する。
    - ア 鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第2項の規定による認定を受けた次世代ソフトウェア産業等立地 事業を実施する者に交付された次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金

- イ 鳥取県産業成長応援条例第3条第1項の規定による認定を受けた産業成長事業を実施する者に交付され た産業成長応援補助金及び同項の規定による認定を受けた次世代ソフトウェア産業等創出事業を実施する 者に交付された次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金
- ウ 鳥取県産業未来共創条例第4条第1項の規定による認定を受けた産業未来共創事業を実施する者に交付 された産業未来共創補助金及び同項の規定による認定を受けた先端的デジタル活用企業立地促進事業を実 施する者に交付された先端的デジタル活用企業立地促進補助金
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例の施行の日とする。ただし、次に掲げる事項は、 それぞれに定める日とする。
  - ア (2)の一部及び(5)に関する事項 公布の日
  - イ (4)に関する事項 鳥取県産業未来共創条例の施行の日
  - ウ (1)の一部に関する事項 令和6年4月1日

#### 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年7月13日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県規則第34号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改正前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 本庁	第2章 本庁
第1節 <u>部</u> 、 <u>局</u> 、課等の設置(第5条・第6条)	第1節 <u>部局、部内局</u> 、課等の設置(第5条・第 6条)
第2節・第3節 略	第2節・第3節 略
第3章 地方機関	第3章 地方機関
第1節・第2節 略	第1節・第2節 略
	第3節 交流人口拡大本部の所管に属する機関
	(第23条・第24条)
第3節 政策戦略本部の所管に属する機関(第23	
条・第24条)_	
	第4節 危機管理局の所管に属する機関
	第1款 消防防災航空センター (第25条・第26
	<u>条)</u>
	第2款 消防学校(第27条・第28条)
第4節 輝く鳥取創造本部の所管に属する機関	
_(第25条・第26条)_	
第5節 総務部の所管に属する機関 <u>(第27条・第</u>	第5節 総務部の所管に属する機関
<u>28条)</u>	
	第1款 公文書館(第29条-第33条)
	第2款 県税事務所(第34条・第35条)
	第3款 人権ひろば21 (第36条・第37条)
第6節 危機管理部の所管に属する機関	
第1款 消防防災航空センター(第29条・第30	
<u>条)</u>	
第2款 消防学校(第31条・第32条)	
<u>第7節</u> 地域社会振興部の所管に属する機関	第6節 地域づくり推進部の所管に属する機関
第1款 東部地域振興事務所 ( <u>第33条</u> ・ <u>第34</u>	第1款 東部地域振興事務所 ( <u>第38条</u> · <u>第39</u>
<u>条</u> )	<u>条</u> )
第2款 県民文化会館 ( <u>第35条</u> ・ <u>第36条</u> )	第2款 県民文化会館 ( <u>第40条</u> ・ <u>第41条</u> )
第3款 倉吉未来中心 ( <u>第37条</u> ・ <u>第38条</u> )	第3款 倉吉未来中心 ( <u>第42条</u> ・ <u>第43条</u> )
第4款 童謡館 ( <u>第39条</u> ・ <u>第40条</u> )	第 4 款 童謡館( <u>第44条</u> ・ <u>第45条</u> )

第5款 コンベンションセンター (第41条・第 42条)

第6款 人権ひろば21 (第43条・第44条)

第7款 男女共同参画センター (第45条・第46 条)

第8款 社会体育施設(第47条・第48条)

第9款 倉吉体育文化会館(第49条・第50条)

<u>第10款</u> 産業体育館(<u>第51条</u>・<u>第52条</u>)

<u>第11款</u> 障害者体育センター (<u>第53条</u>・<u>第54</u> 条)

<u>第12款</u> 埋蔵文化財センター(<u>第55条-第57</u> 条)

<u>第13款</u> むきばんだ史跡公園(<u>第58条・第59</u> 条)

第8節 福祉保健部の所管に属する機関

第1款 福祉事務所(第60条・第61条)

第2款 保健所 (第62条·第63条)

第3款 身体障害者更生相談所(第64条・第65 <u>条</u>)

第4款 知的障害者更生相談所(第66条・第67 <u>条</u>)

第5款 福祉人材研修センター (第68条・第69 条)

第6款 看護師等養成施設(第70条-第72条)

第7款 歯科衛生専門学校 (第73条・第74条)

第8款 精神保健福祉センター (第75条-第77 条)

第9節 子ども家庭部の所管に属する機関

第1款 鳥取砂丘こどもの国 (第78条・第79 条)

第2款 福祉相談センター (第80条-第82条)

第3款 児童相談所(第83条-第85条)

第4款 婦人相談所 (<u>第86条</u>・<u>第87条</u>)

第5款 児童自立支援施設(第88条-第90条)

第6款 障害児入所施設及び児童発達支援セン

ター(第91条-第93条)

第10節 生活環境部の所管に属する機関

第1款 食肉衛生検査所(第94条・第95条)

第2款 交通事故相談所 (第96条・第97条)

第3款 東部建築住宅事務所 (第98条・第99 条)

第4款 略

第5款 コンベンションセンター(第46条・第 47条)

第6款 社会体育施設(第48条・第49条)

第7款 倉吉体育文化会館(第50条・第51条)

第8款 産業体育館(第52条・第53条)

第9款 障害者体育センター (第53条の2・第 53条の3)

<u>第10款</u> 埋蔵文化財センター (<u>第54条-第56</u> 条)

<u>第11款</u> むきばんだ史跡公園(<u>第57条</u>・<u>第58</u> 条)

第7節 福祉保健部の所管に属する機関

第1款 福祉事務所(第59条・第60条)

第2款 保健所 (第61条・第62条)

第3款 身体障害者更生相談所(第63条・第64 <u>条</u>)

第4款 知的障害者更生相談所(第65条・第66 条)

第5款 削除

<u>第6款</u> 福祉人材研修センター(<u>第69条</u>・<u>第70</u> 条)

第7款 障害児入所施設及び児童発達支援セン ター(第71条-第73条)

第8款 看護師等養成施設(第74条-第76条)

第9款 歯科衛生専門学校(第77条・第78条)

第10款 精神保健福祉センター (第79条-第81 条)

第8節 子育で・人財局の所管に属する機関

第1款 鳥取砂丘こどもの国 (第82条・第83 条)

第2款 福祉相談センター (第84条-第86条)

第3款 児童相談所(第87条-第89条)

第4款 婦人相談所 (<u>第90条</u>・<u>第91条</u>)

第5款 児童自立支援施設(第92条-第94条)

第9節 生活環境部の所管に属する機関

第1款 食肉衛生検査所(第95条・第96条)

第2款 交通事故相談所 (第97条・第98条)

第3款 東部建築住宅事務所 (第99条·第99条 の2)

第4款 略

第11節 略

第12節 農林水産部の所管に属する機関 第1款~第13款 略

第14款 栽培漁業センター (第131条-第133

第15款 とっとり賀露かにっこ館(第134条・第 135条)

第16款 水産試験場(第136条-第138条)

第13節 県土整備部の所管に属する機関

第1款・第2款 略

第3款 みなとさかい交流館(第147条・第148

第14節 商工労働部及び農林水産部の所管に属す る機関(第149条-第151条)

第15節 職制及び職務(第152条-第154条)

第4章 附属機関 (第155条)

第5章 雑則 (第156条)

附則

(趣旨)

成21年鳥取県規則第24号)に定めるもののほか、知 事の権限に属する事務を処理させるための組織を構 成する機関の設置、所掌事務その他必要な事項を定 めるものとする。

(機関の分類)

第2条 略

2 本庁とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以 2 本庁とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以 下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき設 置される知事の直近下位の内部組織(以下「部」と いう。) 並びに部の下に設けられる局(局に相当す るものを含む。以下同じ。)、課(課に相当するも のを含む。以下同じ。)及び課内室(課内室に相当 するものを含む。以下同じ。)をいう。

3 • 4 略

第1節 部、局、課等の設置

(部及び局の名称等)

第 5 条 鳥取県行政組織条例(平成 6 年鳥取県条例第 | 第 5 条 鳥取県行政組織条例(平成 6 年鳥取県条例第

第10節 略

第11節 農林水産部の所管に属する機関

第1款~第13款 略

第14款 水産試験場 (第131条-第133条)

第15款 栽培漁業センター (第134条-第136

第16款 とっとり賀露かにっこ館(第137条・第 138条)

第12節 県土整備部の所管に属する機関

第1款・第2款 略

第3款 みなとさかい交流館 (第147条-第150

第13節 令和新時代創造本部及び総務部の所管に 属する機関(第151条・第152条)

第14節 商工労働部及び農林水産部の所管に属す る機関(第153条-第155条)

第15節 職制及び職務(156条-158条)

第4章 附属機関 (第159条)

第5章 雑則 (第160条)

附則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県会計管理部組織規則(平|第1条 この規則は、鳥取県会計管理局組織規則(平 成21年鳥取県規則第24号)に定めるもののほか、知 事の権限に属する事務を処理させるための組織を構 成する機関の設置、所掌事務その他必要な事項を定 めるものとする。

(機関の分類)

第2条 略

下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき設 置される知事の直近下位の内部組織(以下「部局」 という。) 並びに部局の下に設けられる局(局に相 当するものを含む。以下<u>「部内局」という。</u>)、課 (課に相当するものを含む。以下同じ。) 及び課内 室 (課内室に相当するものを含む。以下同じ。) を いう。

3 • 4 略

第1節 部局、部内局、課等の設置

(部局及び部内局の名称等)

5号) 第2条の規定により設置された部は、次のと おりである。

# 政策戦略本部

# 輝く鳥取創造本部

総務部

危機管理部

地域社会振興部

福祉保健部

子ども家庭部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

2 前項に掲げる $\underline{n}$ のうち、次の表の左欄に掲げる $\underline{n}$ 2 前項に掲げる $\underline{n}$ のうち、次の表の左欄に掲げる の下に、同表の右欄に掲げる局を置く。

の下に、回衣の石懶に掲り	<u>の</u> <u>の</u> を 直 く。
政策戦略本部	政策戦略局 デジタル
	局
輝く鳥取創造本部	中山間・地域振興局
	中山間振興統括本部
	観光交流局
総務部	総合事務センター <u>行</u>
	政体制整備局
地域社会振興部	人権尊重社会推進局
	スポーツ振興局 文化
	財局
略	_
生活環境部	自然共生社会局 くら
	しの安心局
略	
農林水産部	農業振興局 畜産振興
	局 森林・林業振興局
	水産振興局
県土整備部	道路局 河川港湾局
略	

# (課及び課内室の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる<u>部</u>及び第2欄に掲げ|第6条 次の表の第1欄に掲げる<u>部局</u>及び第2欄に掲

5号)第2条の規定により設置された部局は、次の とおりである。

# 令和新時代創造本部

## 交流人口拡大本部

危機管理局

総務部

地域づくり推進部

福祉保健部

子育て・人財局

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

令和新時代創造本部	政策戦略監
交流人口拡大本部	観光交流局
総務部	デジタル・行財政改革局 人権局 総合事務センター
地域づくり推進部	スポーツ振興局 <u>中山間・地域交通局中山間振興統括本部</u> 文化財局
略	<u> </u>
生活環境部	くらしの安心局
略	
農林水産部	試験場統括本部 農業 振興監 畜産振興局 森林・林業振興局 水 産振興局
略	ı

# (課及び課内室の設置)

る<u>局</u>に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表 げる<u>部内局</u>に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課

の第4	欄に掲	げス	課内	宮を	置く	•

	掲げる課内室		細皮字	に同表の第	ı		∌⊞ r <b>.</b> → /=
<u>部</u>	<u>局</u>	課	課内室	<u>部局</u>	部内局	課	課内包
政策戦略		とっとり		令和新時	政策戦略	新時代・	
本部		未来創造		代創造本	監	エスディージーズ SDGs	
		タスクフ		部		推進課	
		オース				総合統括	
	政策戦略	企画課				課	
	局	総合統括				広報課	
		課				女性活躍	
		広報課				推進課	
		東京本部	拉致被害			統計課	
			者対策調	交流人口		ふるさと	関係人
			整室総	拡大本部		人口政策	推進室
			務 · 関係			課	
			人口・県			東京本部	拉致被
			立ハロー				者対策
			ワークチ				整 室
			ーム 販				務・関
			路開拓·				人口・
			メディア				立ハ口
			連携・交				ワーク
			流支援チ				<b>–</b> Д
			ーム				路開招
		関西本部	企 業 立				メディ
			地・関係				連携・
			人口・県				流支援
			立ハロー				ーム
			ワーク			関西本部	企 業
			チーム				地・関
			観光・情				人口・
			報発信・				立ハロ
			販 路 開 拓				ワー
			チーム				チー』
		名古屋代					観光・
		表部					報発信
		税務課					販路開
		財政課					チーム
	デジタル	デジタル				名古屋代	7
		基盤整備				表部	
	/HJ	本 盆 走 m			観光交流	観光戦略	サイク
輝く鳥取	中山間・	人口減少	移住定		既 元 父 ////   局	既 兀 戦 哈     課	リイク
輝く 馬取 創造本部	地域振興				/PJ	17本	ム振興国
別 但 平 前		社会対策課	住・関係			国 欧 纽 业	少1灰哭=
	局		人口室			国際観光	
	1	買物環境				誘客課	

# に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。

に同表の第	裸内室を置く。		
<u>部局</u>	部内局	課	課内室
令和新時 代創造本 部	政策戦略監	新時代・ エスディージーズ SDG s 推進課 総合統括	
		課	
		広報課	
		女性活躍	
		推進課 統計課	
		ふるさと	関係人口
拡大本部		かると 人口政策 課	推進室
		東京本部	拉致被害者対策調整室 総
			務・関係 人口・県 立ハロー
			ワークチ
			ーム 販
			路開拓·
			メディア
			連携・交
			流 支 援 チーム
		関西本部	企業立
			地・関係
			人口・県
			立ハロー
			ワーク
			チーム
			観光・情報発信・
			販路開拓
			チーム
		名古屋代	
		表部	
	観光交流	観光戦略	サイクル
	局	課	ツーリズ
		国際観光	ム振興室
		国际 観 元 誘客課	
	i	H	

l <b>I</b>	I					4.4.0.0	
		確保推進				交流推進	
		課				課	
		交通政策	空港振興			まんが王	
		課	室			国官房	
	中山間振			危機管理		危機管理	
	興統括本			局		政策課	
	部					危機対	
	観光交流	観光戦略	サイクル			策 · 情報	
	局	課	ツーリズ			課	
			ム振興室			原子力安	
		国際観				全対策課	
		光·万博				消防防災	
		課				課	
		交流推進		総務部		総務課	
		課		= 454 Els		財政課	
		まんが王				政策法務	
		国官房				課	
総務部		総務課				税務課	
AH CC Pub		政策法務				営繕課	
		課				人事企画	給与室
		営繕課				八争企画	州プ王
		統計課				職員支援	
		行 政 監				概 貝 又 抜     課	
		新 察・法人					
		デ・ 伝 八 指導課				職員人材開発セン	
	総合事務	庶務集中				開発センター	
	松石事物	思密集中				行 政 監	
		物品契約					
		物品契約     課				察・法人	
	行政体制		<b>公上</b> 字		デ ジ タ	指導課	
		人事企画	給与室			デジタル	
	整備局	課			ル・行財		
		職員支援			政改革局	課	
		課品上社				行財政改	
		職員人材			, lb ==	革推進課	
		開発セン			人権局	人権・同	
		ター			/ n A / · · ·	和対策課	
		行財政改			総合事務	庶務集中	
		革推進課			センター	課	
政策戦略	デジタル	デジタル				物品契約	
本部・総	局・行政	改革課				課	
務部	体制整備						
	局						
危機管理		危機管理					
部		政策課		[			

接換性	1		危機対		1			
課								
全対策課   消防防災   調果   地域づく   り推進部   大産 等								
推城社会			原子力安					
地域社会   照民参画   ボランテ			全対策課					
地域社会   原民参画   ボランテ   協働課   ボランテ   協働課   大化政策   選   大化政策   課   大権連密   大権   大権   大権   大権   大権   大権   大権   大			消防防災					
振興部			課					
協働課   17社会・	地域社会		略		地域づく		略	
推進室   推進室   上進室   上進室   文化政策   上進室   文化政策   2	振興部		県民参画	ボランテ	り推進部		県民参画	ボランテ
推進室   文化政策   課   文化政策   課     (			協働課	<u>ィア社会・</u>			協働課	<u>ィア社会</u>
文化政策       課       人権・同社会推進       和対策課       方と推進       本の方式       本の方式   <				SDGs				推進室
課				推進室				
人権尊重 社会推進 和対策課								
人権等重 社会推進			課					
人権尊重 社会推進 局     人権・同和対策課 女性応援 課       スポーツ 振興局     スポーツ 課 ねんりん ピック・ 関西ワー ルドマス ターズゲームズ推 進課       中山間・地域交通 政策課       中山間 地域交通 政策課       中山間振 興統括本 部								
人権尊重 社会推進 局       人権・同和対策課 女性応援 課         スポーツ 振興局       スポーツ 課         ねんりん ピック・ 関西ワー ルドマス ターズゲームズ推 進課       関西ワー ルドマス ターズゲームズ推 進課         中山間・地域交通 政策課       中山間地域政策課         地域交通 政策課       中山間振 興統括本								
社会推進 局     和対策課 女性応援 課       スポーツ 振興局     スポーツ 課 ねんりん ピック・ 関西ワー ルドマス ターズが ームズ推 進課       中山間・ 地域交通 政策課       中山間 板 政策課       中山間 板 政策課       中山間 板 政策課       中山間 板 政策課       中山間 板 政策課       中山間 板 政策課							課	
大性応援 課								
課     スポーツ 振興局       取りん ピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課     カーズゲームズ推進課       中山間・地域交通政策課     地域交通政策課       中山間振興統括本部								
スポーツ 振興局     スポーツ 振興局       ねんりん ピック・ 関西ワー ルドマス ターズゲーム ズ推 進課     中山間・ 域政策課 中山間振 興統括本 部		<b>向</b>						
振興局 課 ねんりん ピック・ 関西ワー ルドマス ターズゲームズ推 進課 中山間・地域交通 政策課 一中山間 振興統括本 部		- 1°						
ねんりん ピック・ 関西ワー ルドマス ターズゲ ームズ推 進課 中山間・ 地域交通 政策課 中山間振 興統括本 部								
ピック・       関西ワー         ルドマスターズゲームズ推進課       クーズゲームズ推進課         中山間・地域交通政策課       地域交通政策課         中山間振興統括本部       興統括本部		<b>旅</b> 興同				振興局		
関西ワールドマスターズゲームズ推進課       中山間・地域交通政策課       中山間振興統括本部								
ルドマス ターズゲ ームズ推 進課       中山間・ 地域交通 地域交通 政策課       中山間振 興統括本 部								
ターズゲームズ推進課       中山間・中山間地地域交通域政策課       局 地域交通政策課       中山間振興統括本部								
ームズ推進課       中山間・地域交通局の 地域交通の 政策課       中山間振興統括本部								
進課       中山間・中山間地地域交通域政策課局       局地域交通政策課       中山間振興統括本部								
中山間・ 地域交通 地域交通 政策課         中山間振 政策課         中山間振 興統括本 部								
地域交通     域政策課       局     地域交通       政策課       中山間振       興統括本       部						中山間・		
局 地域交通 政策課 中山間振 興統括本 部								
中山間振興統括本部							-	
興 統 括 本 部							政策課	
部						中山間振		
						興統括本		
略略						部		
<u>                                   </u>		略				略		
福祉保健 ささえあ 福祉保健 福祉保健 ささえあ 福祉保健 地域福	福祉保健	ささえあ	福祉保健		福祉保健	ささえあ	福祉保健	地域福祉
部     い福祉局     課     当     い福祉局     課     推進室	部	い福祉局	課		部	い福祉局	課	推進室
孤独・孤			孤独·孤					
立対策課			立対策課					
略			略				略	

	略				略		
子ども家	略			子育て・	_ 略		
庭部				人財局			
福祉保健	略			福祉保質	<u>t</u> 略		
<u>部・子ど</u>				部・子育	<u> </u>		
も家庭部				て・人具	<u>†</u>		
		1		<u>局</u>			
生活環境		略		生活環境	Ĺ	略	
容		衛生環境	水環境室	部		衛生環境	水環境室
		研究所	化学衛生			研究所	化学衛生
			室 保健				室 保健
			衛生室				衛生室
			大気・地				大気・地
			球環境室				球環境室
						循環型社	
						会推進課	
						緑豊かな	
						自然課	
						山陰海岸	
						ジオパー	
						ク海と大	
						地の自然館	
	自然共生	自然共生				民日	
	社会局	課					
		山陰海岸					
		ジオパー					
		ク海と大					
		地の自然					
		館					
		循環型社					
		会推進課					
		水環境保					
		全課					
	くらしの	くらしの			くらしの	くらしの	
	安心局	安心推進			安心局	安心推進	
		課				課	
		略				略	
		まちづく				住まいま	景観・建
		り課				ちづくり	築指導室
		住宅政策	建築指導			課	
		課	室			水環境保	
						全課	
略				略			

商工労働	略			商工労	働	略		
部	雇用人材	雇用・働き	障 が い	部	,	雇用人材	雇用政策	障 が い
	局	<u>方政策課</u>	者 • 外国			局	<u>課</u>	者・外国
			人就労支					人就労支
			援室					援室
							とっとり	
							働き方改	
							革支援セ	
							ンター	
		略				·	略	
農林水産		農林水産		農林水	産		農林水産	
部		政策課		部			政策課	
					į	試験場統		
					-	括本部		
	農業振興	略				農業振興	略	
	<u>局</u>					<u>監</u>		
	略					略		
商工労働	市場開拓	略		商工労		市場開拓	略	
部・農林	局	食パラダ		部・農	林	局	食のみや	
水産部		<u>イス推進</u>		水産部			こ推進課	
		課						
県土整備		県土総務	建設業・	県土整	備		県土総務	建設業・
部		課	入札制度	部			課	入札制度
			室 用地					室 用地
			室					室
		技術企画					技術企画	都市計画
	74-n4-m	課	\ \-\ \ \ \ \ \ \ \				課	室
	道路局	道路企画	高速道路				道路企画	高速道路
		課業中本記	推進室				課業の表現	推進室
		道路建設課					道路建設	
	河川港湾	河川課					河川課	
	局	治山砂防					治山砂防	
	/HJ	課					(百 山 W M) 課	
		港湾課					空港港湾	
		TETOIN					王 伦 伦 传 課	
地域社会		産業廃棄		総務部			産業廃棄	
振興部・		性 采 炭 采 物 処 理 施		県土整			生 采 炭 来 物 処 理 施	
県土整備		設審査準		部	νm		設審査準	
<u> </u>		備室		HIV			備室	
<del></del>					l		21H	
				(令和新時	寺代創	造本部各課の	の所掌事務)	
				第6条の2	<u>2</u> 合	和新時代創	造本部各課の	所掌事務は、
				次のとお	3りと	する。		

- 政策戦略監新時代・SDGs推進課
- (1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び 調査研究に関すること。
- (2) 県の重点施策の推進の総括に関すること。
- (3) 地方創生の推進の総括に関すること。
- (4) 県政におけるSDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標) に係る 施策の総括に関すること。
- (5) 民意を県政に反映させるための施策の企画及 び調整に関すること。
- (6) 統轄監の秘書に関すること。
- (7) 本部の連絡調整に関すること。
- (8) その他本部内他課の所掌に属しないこと。 政策戦略<u>監総合統括課</u>
- (1) 知事会議に関すること。
- (2) 国への提案・要望の統括に関すること。
- (3) 他の都道府県との連携に関すること。
- (4) 国土形成計画に関すること。
- (5) 高速鉄道整備に係る統括に関すること。 広報課
- (1) 県政に係る広報に関すること。
- (2) 報道機関との連絡等に関すること。
- (3) 庁内放送に関すること。
- (4) 県及び県庁のイメージの創出に係る施策の企 画及び総合調整に関すること。
- (5) 県及び県庁の情報発信に係る企画及び総合調 整に関すること。

女性活躍推進課

- (1) 男女共同参画社会の実現のための施策の企 画、連絡調整及び推進に関すること。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する 施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。
- (3) 男女共同参画センターに関すること(人権局 人権・同和対策課と共管)。

統計課

- (1) 国勢調査に関すること。
- (2) 人口統計、労働統計、教育統計、住宅統計、 事業所統計、農林水産統計、商工統計及び消費統 計に関すること。
- (3) 県経済関連統計及び県民所得の推計に関する こと。
- (4) 統計思想の普及並びに統計の指導及び調整に 関すること。
- (5) その他他課の所掌に属しない統計に関するこ

# (政策戦略本部各課の所掌事務)

第6条の2 政策戦略本部各課の所掌事務は、次のと おりとする。

とっとり未来創造タスクフォース

県政における喫緊の課題に対する政策立案及び事 業化に関すること。

# 政策戦略局企画課

- (1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び 調査研究に関すること。
- (2) 行政運営の連絡調整に関すること。
- (3) 県の重点施策の推進の総括に関すること。
- (4) 統轄監の秘書に関すること。
- (5) 本部の連絡調整に関すること。
- (6) 本部の予算経理及び庶務に関すること(総合 事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統 括審査課の所掌に属するものを除く。)。
- (7) その他本部内他課の所掌に属しないこと。 政策戦略局総合統括課
- (1) 知事会議に関すること。
- (2) 国への提案・要望の統括に関すること。
- (3) 他の都道府県との連携に関すること。
- (4) 国土形成計画に関すること。
- (5) 高速鉄道整備に係る統括に関すること。 政策戦略局広報課
- (1) 県政に係る広報に関すること。
- (2) 報道機関との連絡等に関すること。
- (3) 庁内放送に関すること。
- (4) 県及び県庁の情報発信に係る企画及び総合調 整に関すること。

#### 政策戦略局東京本部

- (1) 各省その他の国の機関、中央諸機関及び府県 中央連絡機関等との連絡に関すること。
- (2) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に 関すること(関東地域等において行うものに限
- (3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること (関東地域等において行うものに限る。)。
- (4) 関東地域等の商況等の調査及び情報連絡に関 すること。
- (5) 観光の宣伝に関すること(関東地域等におい て行うものに限る。)。
- (6) 関東地域等の企業の誘致に関すること。
- (7) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整 に関すること(関東地域等において行うものに限

る。)。

- (8) 県内への定住促進及び関係人口の拡大等に関 すること(関東地域等において行うものに限 る。)。
- (9) 無料の職業紹介及び県内企業の人材の確保に 関すること(関東地域等において行うものに限
- (10) 鳥取県東京アンテナショップの管理運営及び 情報発信に関すること。
- (11) その他知事の特命事項に関すること。 政策戦略局関西本部
- (1) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に 関すること(関西地域等において行うものに限 る。)。
- (2) 関西地域等の商況等及び中京地域等の農産物 市場の情況等の調査及び情報連絡に関すること。
- (3) 県内物産の販路開拓、宣伝及び紹介に関する こと(関西地域等において行うものに限る。)。
- (4) 観光の宣伝に関すること (関西地域等におい て行うものに限る。)。
- (5) 関西地域等の企業の誘致に関すること。
- (6) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整 に関すること (関西地域等において行うものに限 る。)。
- (7) 県内への定住促進及び関係人口の拡大等に関 すること(関西地域等において行うものに限 る。)。
- (8) 無料の職業紹介及び県内企業の人材の確保に 関すること(関西地域等において行うものに限 る。)。

政策戦略局名古屋代表部

- (1) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に 関すること(中京地域等において行うものに限 る。)。
- (2) 中京地域等の商況等(農産物市場の情況等を 除く。) の調査及び情報連絡に関すること。
- (3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること (中京地域等において行うものに限る。)。
- (4) 観光の宣伝に関すること(中京地域等におい て行うものに限る。)。
- (5) 中京地域等の企業の誘致に関すること。
- (6) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整 に関すること (中京地域等において行うものに限 る。)。
- (7) 県内への定住促進及び関係人口の拡大等に関

すること (中京地域等において行うものに限 る。)。

#### 税務課

- (1) 県税並びに法令の規定により県が賦課徴収す <u>る国税及び市町村</u>税(以下「県税等」という。) に関すること。
- (2) 市町村の税制に関すること。
- (3) 都道府県間の事業税の分割に関すること。
- (4) 税理士の登録に関すること。
- (5) 税務事務総合電算処理システムに関するこ
- (6) 債権管理の支援及び調整に関すること。
- (7) 県税事務所に関すること。
- (8) ふるさと納税に関すること。

# 財政課

- (1) 県議会に関すること。
- (2) 予算その他財政に関すること。
- (3) 県に係る地方交付税に関すること。 デジタル局デジタル基盤整備課
- (1) 行政情報化の推進に関すること (デジタル 局・行政体制整備局デジタル改革課の所掌に属す ることを除く。)。
- (2) 情報化施策に関する企画及び総合調整に関す ること。
- (3) 地域の高度情報化の推進に関すること。
- (4) 住民基本台帳ネットワークシステムに関する
- (5) 個人番号の制度に関すること。
- (6) 個人情報の提供に用いるネットワークシステ ムに関すること。
- (7) 小規模な有線電気通信設備を用いる放送に関 すること。

# (交流人口拡大本部各課の所掌事務)

第6条の3 交流人口拡大本部各課の所掌事務は、次 <u>のとおりとす</u>る。

#### ふるさと人口政策課

- (1) 県外からの移住定住の促進及び関係人口の拡 大に関すること。
- (2) 県外大学との連携の促進に関すること。
- (3) 人口減少対策に関すること。
- (4) 本部の連絡調整に関すること。
- (5) 本部の予算経理及び庶務に関すること(総合 事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統 括審査課の所掌に属するものを除く。)。

- (6) その他本部内他課の所掌に属しないこと。 東京本部
- (1) 各省その他の国の機関、中央諸機関及び府県 中央連絡機関等との連絡に関すること。
- (2) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に 関すること(関東地域等において行うものに限
- (3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること (関東地域等において行うものに限る。)
- (4) 関東地域等の商況等の調査及び情報連絡に関 <u>すること。</u>
- (5) 観光の宣伝に関すること (関東地域等におい て行うものに限る。)。
- (6) 関東地域等の企業の誘致に関すること。
- (7) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整 に関すること(関東地域等において行うものに限 る。)。
- (8) 県内への定住促進及び関係人口の拡大等に関 すること (関東地域等において行うものに限
- (9) 無料の職業紹介及び県内企業の人材の確保に 関すること(関東地域等において行うものに限 る。)。
- (10) 鳥取県東京アンテナショップの管理運営及び 情報発信に関すること。
- (11) その他知事の特命事項に関すること。 関西本部
- (1) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に 関すること(関西地域等において行うものに限 る。)。
- (2) 関西地域等の商況等及び中京地域等の農産物 市場の情況等の調査及び情報連絡に関すること。
- (3) 県内物産の販路開拓、宣伝及び紹介に関する こと (関西地域等において行うものに限る。)。
- (4) 観光の宣伝に関すること (関西地域等におい <u>て行うものに限る。)。</u>
- (5) 関西地域等の企業の誘致に関すること。
- (6) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整 に関すること(関西地域等において行うものに限 る。)。
- (7) 県内への定住促進及び関係人口の拡大等に関 すること(関西地域等において行うものに限 る。)。
- (8) 無料の職業紹介及び県内企業の人材の確保に 関すること(関西地域等において行うものに限

る。)。

# 名古屋代表部

- (1) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に 関すること(中京地域等において行うものに限 <u>る。</u>)。
- (2) 中京地域等の商況等(農産物市場の情況等を 除く。) の調査及び情報連絡に関すること。
- (3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること (中京地域等において行うものに限る。)。
- (4) 観光の宣伝に関すること(中京地域等におい <u>て行うものに限る。)。</u>
- (5) 中京地域等の企業の誘致に関すること。
- (6) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整 に関すること(中京地域等において行うものに限 る。)。
- (7) 県内への定住促進及び関係人口の拡大等に関 すること (中京地域等において行うものに限 る。)。

# 観光交流局観光戦略課

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) コンベンションの振興に関すること。
- (3) 観光資源の活用施策に係る企画及び総合調整 に関すること。
- (4) 国内航空路線の整備及び利用の促進並びに空 港の利便性の向上に関すること。
- (5) サイクルツーリズムをはじめとする自転車活 用施策の推進に関すること。
- (6) 夢みなとタワーに関すること。
- (7) その他局内他課の所掌に属しないこと。 観光交流局国際観光誘客課
- (1) インバウンドへの対応に関すること。
- (2) 国際航空路線の整備及び利用の促進に関する こと。

# 観光交流局交流推進課

- (1) 国内交流の推進に関すること。
- (2) 国際交流の推進に関すること。
- (3) 多文化共生の推進に関すること。
- (4) 旅券の発給に関すること。

#### 観光交流局まんが王国官房

まんがを使った観光その他の産業の振興及び地域 の活性化に関すること。

# (輝く鳥取創造本部各課の所掌事務)

第6条の3 輝く鳥取創造本部各課の所掌事務は、次 のとおりとする。

中山間 • 地域振興局人口減少社会対策課

- (1) 人口減少対策に関すること。
- (2) 過疎・中山間地域等の地域振興に関すること (中山間・地域振興局買物環境確保推進課の所掌 に属するものを除く。)。
- (3) 空き家の利活用及び除却に関すること。
- (4) 県外からの移住定住の促進及び関係人口の拡 大に関すること。
- (5) 県外大学との連携の促進に関すること (県内 就職の強化のための連携に関することに限 る。)。
- (6) 本部の連絡調整に関すること。
- (7) 本部の予算経理及び庶務に関すること(総合 事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統 括審査課の所掌に属するものを除く。)。
- (8) その他本部内他課の所掌に属しないこと。 中山間・地域振興局買物環境確保推進課 買物をすることができる環境の確保に関するこ

中山間·地域振興局交通政策課

- (1) 交通政策に係る施策の企画及び総合調整に関 すること。
- (2) 乗合バス、鉄道、タクシーの運行を確保し、 維持するための対策に関すること。
- (3) 空港の整備及び振興に関すること (観光交流 局観光戦略課及び国際観光・万博課の所掌に属す るものを除く。)。
- (4) 航空便運行に係る空港の利用調整に関するこ

観光交流局観光戦略課

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) コンベンションの振興に関すること。
- (3) 観光資源の活用施策に係る企画及び総合調整 に関すること。
- (4) 国内航空路線の整備及び利用の促進並びに航 空便利用者の利便性の向上に関すること。
- (5) サイクルツーリズムをはじめとする自転車活 用施策の推進に関すること。
- (6) 夢みなとタワーに関すること。
- (7) その他局内他課の所掌に属しないこと。 観光交流局国際観光・万博課
- (1) インバウンドへの対応に関すること。
- (2) 国際航空路線の整備及び利用の促進に関する こと。

観光交流局交流推進課

- (1) 国内交流の推進に関すること。
- (2) 国際交流の推進に関すること。
- (3) 多文化共生の推進に関すること。
- (4) 旅券の発給に関すること。

観光交流局まんが王国官房

まんがを使った観光その他の産業の振興及び地域 の活性化に関すること。

# (危機管理局各課の所掌事務)

第6条の4 危機管理局各課の所掌事務は、次のとお りとする。

#### 危機管理政策課

- (1) 地域防災計画に関すること。
- (2) 地震、津波、風水害及び雪害の対策の推進に 関すること。
- (3) 災害救助法 (昭和22年法律第118号) の適用に 関すること。
- (4) 避難所運営体制の整備に関すること。
- (5) 災害時における事業継続の取組の促進に関す ること。
- (6) 広域防災体制の整備に関すること。
- (7) その他危機管理に係る企画及び総合調整に関 すること。
- (8) 局の連絡調整に関すること。
- (9) 局の予算経理及び庶務に関すること(総合事 務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括 審査課の所掌に属するものを除く。)。
- (10) その他局内他課の所掌に属しないこと。 危機対策・情報課
- (1) 県民の安全に係る危機管理の総括に関するこ
- (2) 有事における国民保護に係る施策の総括に関 すること。
- (3) 災害危機情報に関すること。
- (4) 消防・防災に係る情報システムに関するこ
- (5) 自衛官の募集及び自衛隊との連絡調整(防衛 省地方防衛局に係るものを除く。) に関するこ

原子力安全対策課

原子力災害に係る安全対策に関すること。 消防防災課

- (1) 地域の危機対応力の向上に関すること。
- (2) 避難行動要支援者の支援体制の整備に関する こと。

# (3) 消防事務に関すること。

- (4) 電気工事業及び電気工事並びに電気製品の安 全に関すること。
- (5) 高圧ガス等の保安に関すること。
- (6) 火薬類及び猟銃等の製造販売の許可に関する
- (7) 消防防災航空センター及び消防学校に関する こと。

# (中山間振興統括本部の所掌事務)

第6条の4 中山間振興統括本部は、中山間振興施策 の連携推進に関する事務を所掌する。

#### (総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとす 第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとす

総務課

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 総務部の予算経理及び庶務に関すること(総 合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに 統括審査課の所掌に属するものを除く。)。

<u>(13)</u> 略

政策法務課 略

(総務部各課の所掌事務)

る。

総務課

- (1) 行政運営の連絡調整に関すること。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略 (11) 略
- (12) 略
- (13) 令和新時代創造本部及び総務部の予算経理及 び庶務に関すること(総合事務センター庶務集中 課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属す るものを除く。)。

<u>(14)</u> 略

#### 財政課

- (1) 県議会に関すること。
- (2) 予算その他財政に関すること。
- (3) 県に係る地方交付税に関すること。

政策法務課 略

税務課

- (1) 県税並びに法令の規定により県が賦課徴収す る国税及び市町村税(以下「県税等」という。) に関すること。
- (2) 市町村の税制に関すること。
- (3) 都道府県間の事業税の分割に関すること。

# 営繕課 略

# 統計課

- (1) 国勢調査に関すること。
- (2) 人口統計、労働統計、教育統計、住宅統計、 事業所統計、農林水産統計、商工統計及び消費統 計に関すること。
- (3) 県経済関連統計及び県民所得の推計に関する こと。
- (4) 統計思想の普及並びに統計の指導及び調整に
- (5) その他他課の所掌に属しない統計に関するこ と。

- (4) <u>税理士の登録に関すること。</u>
- (5) 税務事務総合電算処理システムに関するこ
- (6) 債権管理の支援及び調整に関すること。
- (7) 県税事務所に関すること。
- (8) ふるさと納税に関すること。

#### 営繕課 略

# 人事企画課

- (1) 職員の任免、配置、分限、懲戒、勤務成績の 評価及び表彰に関すること。
- (2) 行政組織及び職員の定数に関すること。
- (3) 職員の人材育成に関すること。
- (4) 職員の服務に関すること。
- (5) その他人事管理に関すること。
- (6) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関 すること。
- (7) 職員団体に関すること。
- (8) 災害復興推進の体制整備に関すること。 職員支援課
- (1) 職員のワークライフバランス等の働き方改革 <u>に関するこ</u>と。
- (2) 職員の社会的活動への参加に関する意識の啓 発に関すること。
- (3) 職員の衛生管理に関すること。
- (4) 公務災害補償に関すること。
- (5) 職員の自動車事故に係る損害賠償に関するこ
- (6) その他職員の厚生福利に関すること。

## 職員人材開発センター

県、市町村、地方公共団体の組合、特定地方独立 行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118 号) 第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人 をいう。) その他行政と密接に関わる事務を行う団 体の職員の資質の向上並びに事務能率の増進を図る 行政監察・法人指導課 略

ための研修の企画及び実践に関すること。

行政監察・法人指導課 略

デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課

- (1) 情報化施策に関する企画及び総合調整に関す
- (2) 地域の高度情報化の推進に関すること。
- (3) 行政情報化の推進に関すること(県庁のデジ タルトランスフォーメーションの推進を含
- (4) 住民基本台帳ネットワークシステムに関する こと。
- (5) 個人番号の制度に関すること。
- (6) 個人情報の提供に用いるネットワークシステ ムに関すること。
- (7) 小規模な有線電気通信設備を用いる放送に関 すること。
- (8) デジタル田園都市国家構想及び鳥取県版 Society5.0 (政府が提唱するSociety5.0 (仮想空 間と現実空間とを高度に融合させたシステムによ り、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間 中心の社会をいう。)の理念にのっとり、本県が 提唱する社会をいう。) の実現のための施策の推 進に関すること。
- (9) その他局内他課の所掌に属しないこと。 デジタル・行財政改革局行財政改革推進課
- (1) 県庁の行財政改革の統括に関すること(業務 の改革及び改善を含む。)。
- (2) 官民の連携の推進及び総合調整に関すること (公共施設等の整備及び運営の検討を含む。)。
- (3) 公有財産の取得管理及び処分に関すること。
- (4) 建物の評価に関すること。
- (5) その他財源確保対策に関すること。
- (6) 県の適正な業務の執行等の確保に関すること (行政監察・法人指導課の所掌に属するものを除
- (7) 県の出資法人等の総合調整に関すること。 人権局人権・同和対策課
- (1) 人権施策の推進に関すること。
- (2) 人権相談に関すること。
- (3) 人権ひろば21に関すること。
- (4) 男女共同参画センターに関すること(女性活 躍推進課と共管)。
- (5) 同和対策に関すること。

総合事務センター庶務集中課・総合事務センター 物品契約課 略

総合事務センター庶務集中課・総合事務センター 物品契約課 略

# 行政体制整備局人事企画課

- (1) 職員の任免、配置、分限、懲戒、勤務成績の 評価及び表彰に関すること。
- (2) 行政組織及び職員の定数に関すること。
- (3) 職員の人材育成に関すること。
- (4) 職員の服務に関すること。
- (5) その他人事管理に関すること。
- (6) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関 すること。
- (7) 職員団体に関すること。 行政体制整備局職員支援課
- (1) 職員のワークライフバランス等の働き方改革 に関すること。
- (2) 職員の社会的活動への参加に関する意識の啓 発に関すること。
- (3) 職員の衛生管理に関すること。
- (4) 公務災害補償に関すること。
- (5) 職員の自動車事故に係る損害賠償に関するこ
- (6) その他職員の厚生福利に関すること。 行政体制整備局職員人材開発センター

県、市町村、地方公共団体の組合、特定地方独立 行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118 号) 第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人 をいう。) その他行政と密接に関わる事務を行う団 体の職員の資質の向上並びに事務能率の増進を図る ための研修の企画及び実践に関すること。

行政体制整備局行財政改革推進課

- (1) 県庁の行財政改革の統括に関すること(業務 の改革及び改善を含む。)。
- (2) 官民の連携の推進及び総合調整に関すること (公共施設等の整備及び運営の検討を含む。)。
- (3) 県の適正な業務の執行等の確保に関すること (行政監察・法人指導課の所掌に属するものを除
- (4) 県の出資法人等の総合調整に関すること。
- (5) 公有財産の取得管理及び処分に関すること。
- (6) その他財源確保対策に関すること。

(デジタル局・行政体制整備局デジタル改革課の所掌 事務)

- 第7条の2 デジタル局・行政体制整備局デジタル改 革課の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 行政情報化の推進に関すること(県庁のデジ タルトランスフォーメーションの推進に関するこ

# とに限る。)。

- (2) デジタル田園都市国家構想及び鳥取県版 Society5.0 (政府が提唱するSociety5.0 (仮想空 間と現実空間とを高度に融合させたシステムによ り、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間 中心の社会をいう。) の理念にのっとり、本県が 提唱する社会をいう。) の実現のための施策の推 進に関すること。
- (3) その他デジタル局内他課の所掌に属しないこ

#### (危機管理部各課の所掌事務)

第7条の3 危機管理部各課の所掌事務は、次のとお りとする。

# 危機管理政策課

- (1) 地域防災計画に関すること。
- (2) 地震、津波、風水害及び雪害の対策の推進に 関すること。
- (3) 災害救助法 (昭和22年法律第118号) の適用に 関すること。
- (4) 避難所運営体制の整備に関すること。
- (5) 災害時における事業継続の取組の促進に関す
- (6) 広域防災体制の整備に関すること。
- (7) その他危機管理に係る企画及び総合調整に関 すること。
- (8) 部の連絡調整に関すること。
- (9) 部の予算経理及び庶務に関すること(総合事 務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括 審査課の所掌に属するものを除く。)。
- (10) その他部内他課の所掌に属しないこと。 危機対策・情報課
- (1) 県民の安全に係る危機管理の総括に関するこ
- (2) 有事における国民保護に係る施策の総括に関 <u>すること。</u>
- (3) 災害危機情報に関すること。
- (4) 消防・防災に係る情報システムに関するこ
- (5) 自衛官の募集及び自衛隊との連絡調整に関す ること。

#### 原子力安全対策課

原子力災害に係る安全対策に関すること。 消防防災課

(1) 地域の危機対応力の向上に関すること。

- (2) 避難行動要支援者の支援体制の整備に関する こと。
- (3) 消防事務に関すること。
- (4) 電気工事業及び電気工事並びに電気製品の安 <u>全に関するこ</u>と。
- (5) 高圧ガス等の保安に関すること。
- (6) 火薬類及び猟銃等の製造販売の許可に関する
- (7) 消防防災航空センター及び消防学校に関する こと。

#### (地域社会振興部各課の所掌事務)

りとする。

市町村課 略

県民参画協働課

- (1) 略
- (2)  $\stackrel{x \times \vec{y}_1 \vec{y} \vec{x}}{\text{SDG s}}$  (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)の普及啓発に関すること。
- (3) (4) 略
- (5) 民意を県政に反映させるための施策の企画及 び調整に関すること。
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

文化政策課 略

#### 人権尊重社会推進局人権・同和対策課

- (1) 人権施策の推進に関すること。
- (2) 人権相談に関すること。
- (3) 人権ひろば21に関すること。
- (4) 同和対策に関すること。

人権尊重社会推進局女性応援課

- (1) 男女共同参画社会の実現のための施策の企 画、連絡調整及び推進に関すること。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する 施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。
- (3) 男女共同参画センターに関すること。

スポーツ振興局スポーツ課・スポーツ振興局ねん りんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推 進課 略

(地域づくり推進部各課の所掌事務)

第8条 地域社会振興部各課の所掌事務は、次のとお 第8条 地域づくり推進部各課及び中山間振興統括本 部の所掌事務は、次のとおりとする。

市町村課 略

県民参画協働課

- (1) 略
- (2) ボランティア社会の実現のための施策の推進 及び総合調整に関すること。
- (3) (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

文化政策課 略

買物環境確保推進課

買物をすることができる環境の確保に関するこ

スポーツ振興局スポーツ課・スポーツ振興局ねん りんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推 進課 略

中山間・地域交通局中山間地域政策課

文化財局文化財課・文化財局とっとり弥生の王国 推進課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりと 第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

ささえあい福祉局福祉保健課

 $(1)\sim(3)$  略

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- <u>(7)</u> 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- <u>(14</u>) 略
- (15) 略

- (1) 過疎・中山間地域等の地域振興に関すること (買物環境確保推進課の所掌に属するものを除
- (2) まちなかの過疎対策及び振興に関すること (買物環境確保推進課の所掌に属するものを除
- (3) 空き家の利活用及び除却に関すること。
- (4) 街なみ環境整備に関すること。
- (5) その他局内他課の所掌に属しないこと。 中山間 • 地域交通局地域交通政策課
- (1) 地域交通政策 (駅前整備を含む。) に係る施 策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 航空便運航に係る空港の利用調整に関するこ と(観光交流局観光戦略課及び国際観光誘客課の 所掌に属するものを除く。)。
- (3) 鉄道の整備の促進に関すること。
- (4) 乗合バスの運行確保対策に関すること。 中山間振興統括本部
- (1) 地域づくり推進部の所掌する中山間振興施策 の連携推進に関すること。
- (2) 地域の特色あるまちづくりの総括に関するこ

文化財局文化財課・文化財局とっとり弥生の王国 推進課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

する。

ささえあい福祉局福祉保健課

- $(1)\sim(3)$  略
- (4) 社会福祉事業に関すること。
- (5) 略
- (6) 略
- <u>(7)</u> 略
- (8) 生活困窮者の総合支援に関すること。
- (9) 略
- (10) 更生福祉に必要な物資に関すること。
- <u>(11)</u> 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16)略
- (17) 略
- (18) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

ささえあい福祉局孤独・孤立対策課

- (1) 社会福祉事業に関すること。
- (2) 生活困窮者の総合支援に関すること。
- (3) 地域福祉の推進に関すること。
- (4) <u>民生委員に関すること。</u>
- (5) 生活保護に関すること。
- (6) ヤングケアラーの支援に関すること。
- (7) その他孤独・孤立対策に関すること。

ささえあい福祉局福祉監査指導課

(1)・(2) 略

ささえあい福祉局障がい福祉課~感染症対策局感 染症対策課 略

#### (感染症対策センターの所掌事務)

第9条の2 感染症対策センターは、感染症対策の総 括に関する事務を所掌する。

(子ども家庭部各課の所掌事務)

おりとする。

子育て王国課

- $(1)\sim(5)$  略
- (6) 部の連絡調整に関すること。
- (7) 部の予算経理及び庶務に関すること(総合事 務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括 審査課の所掌に属するものを除く。)。
- (8) その他部内他課の所掌に属しないこと。 家庭支援課
- $(1)\sim(8)$  略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

総合教育推進課 略

(子ども発達支援課の所掌事務)

- (19) 地域福祉の推進に関すること。
- (20) 民生委員に関すること。
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略

ささえあい福祉局福祉監査指導課

- (1)・(2) 略
- (3) 生活保護に関すること。

ささえあい福祉局障がい福祉課~感染症対策局感 染症対策課 略

感染症対策センター

感染症対策の総括に関すること。

(子育て・人財局各課の所掌事務)

第9条の3 <u>子ども家庭部</u>各課の所掌事務は、次のと <u>第9条の2</u> <u>子育て・人財局</u>各課の所掌事務は、次の とおりとする。

子育て王国課

- $(1)\sim(5)$  略
- (6) 局の連絡調整に関すること。
- (7) 局の予算経理及び庶務に関すること (総合事 務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括 審査課の所掌に属するものを除く。)。
- (8) その他局内他課の所掌に属しないこと。 家庭支援課
- $(1)\sim(8)$  略
- (9) ヤングケアラーの支援に関すること。
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略

総合教育推進課 略

(ささえあい福祉局子ども発達支援課の所掌事務)

第9条の4 子ども発達支援課の所掌事務は、次のと 第9条の3 ささえあい福祉局子ども発達支援課の所 おりとする。

(1) (2) 略

(生活環境部各課の所掌事務)

する。

環境立県推進課~衛生環境研究所 略

# 自然共生社会局自然共生課

 $(1)\sim(5)$  略

- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自 然館 略

自然共生社会局循環型社会推進課

- (1) 廃棄物に係る施策の企画及び調整に関するこ
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること(産業廃 棄物処理施設審査準備室の所掌に属するものを除
- (3) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に関す ること。

自然共生社会局水環境保全課

- (1) 水質の汚濁の防止に関すること。
- (2) 土壌の汚染の防止に関すること。
- (3) 地盤の沈下の防止に関すること。
- (4) その他公害の防止及び生活環境の保全に関す ること (環境立県推進課の所掌に属するものを除 <.).
- (5) 水資源対策に関すること。
- (6) 生活排水処理施設の整備並びに下水道の整備 及び管理に関すること。
- (7) 水道に関すること。

掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりと 第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

> 環境立県推進課~衛生環境研究所 略 循環型社会推進課

- (1) 廃棄物に係る施策の企画及び調整に関するこ
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること(産業廃 棄物処理施設審査準備室の所掌に属するものを除 < , ) ,
- (3) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に関す

緑豊かな自然課

- $(1)\sim(5)$  略
- (6) 都市公園、緑地その他公共空地に関するこ
- (7) 都市緑化の推進に関すること。
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 略

くらしの安心局くらしの安心推進課・くらしの安 心局消費生活センター 略

くらしの安心局まちづくり課

- (1) 都市計画に関すること(自然共生社会局循環 型社会推進課及び水環境保全課並びに道路局道路 建設課の所掌に属するものを除く。)。
- (2) 土地区画整理に関すること。
- (3) 総合的な土地利用計画の策定及び土地利用規 制対策に関すること。
- (4) 地価公示及び地価調査に関すること。
- (5) 不動産鑑定業に関すること。
- (6) 都市公園、緑地その他公共空地に関するこ
- (7) 都市緑化の推進に関すること。
- (8) 景観形成の推進に関すること。
- (9) 屋外広告物に関すること。
- (10) 民間企業の開発事業に係る指導及び連絡調整 に関すること。
- (11) 都市計画区域等の開発行為の規制に関するこ
- (12) 街なみ環境整備に関すること。
- (13) 盛土等に係る斜面の安全確保に関すること。 くらしの安心局住宅政策課

(1)~(12) 略

(13) 略

<u>(14)</u> 略

くらしの安心局くらしの安心推進課・くらしの安 心局消費生活センター 略

くらしの安心局住まいまちづくり課

- (1)~(12) 略
- (13) 景観形成の推進に関すること。
- (14) 屋外広告物に関すること。
- (15) 民間企業の開発事業に係る指導及び連絡調整 <u>に関する</u>こと。
- (16) 都市計画区域等の開発行為の規制に関するこ
- (17) 盛土等に係る斜面の安全確保に関すること (技術企画課の所掌に属するものを除く。)。

(18) 略

<u>(19)</u> 略

くらしの安心局水環境保全課

- (1) 水質の汚濁の防止に関すること。
- (2) 土壌の汚染の防止に関すること。
- (3) 地盤の沈下の防止に関すること。
- (4) その他公害の防止及び生活環境の保全に関す ること(環境立県推進課の所掌に属するものを除 <。)。
- (5) 水資源対策に関すること。
- (6) 生活排水処理施設の整備並びに下水道の整備 及び管理に関すること。
- <u>(7)</u> 水道に関すること。

(商工労働部各課の所掌事務)

する。

商工政策課~通商物流課 略 雇用人材局雇用・働き方政策課

- (1) (2) 略
- (3) 県内企業の働き方改革の推進に関すること。
- (4) 労働相談及び労働関係の調整に関すること (労働委員会の所掌に属するものを除く。)。

(5) 略

雇用人材局産業人材課~雇用人材局鳥取県立境港 ハローワーク 略

(農林水産部各課の所掌事務)

する。

農林水産政策課 略

農業振興局経営支援課 略 農業振興局農業大学校 略 農業振興局生産振興課 略

農業振興局農地 · 水保全課 略

畜産振興局畜産振興課~水産振興局漁業調整課

(市場開拓局各課の所掌事務)

する。

市場開拓局販路拡大·輸出促進課

 $(1)\sim(5)$  略

(6) 鳥取県東京アンテナショップに関すること (政策戦略局東京本部の所掌に属するものを除 <.).

市場開拓局食パラダイス推進課

(1) 食パラダイス鳥取県の推進に関する総合企 画、総合調整及び実施に関すること。

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりと 第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

> 商工政策課~通商物流課 略 雇用人材局雇用政策課

(1) • (2) 略

(3) 略

雇用人材局とっとり働き方改革支援センター

- (1) 県内企業の働き方改革の推進に関すること。
- (2) 労働相談及び労働関係の調整に関すること (労働委員会の所掌に属するものを除く。)。
- (3) 労働教育に関すること。
- (4) 労働の福祉に関すること。

雇用人材局産業人材課~雇用人材局鳥取県立境港 ハローワーク 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりと 第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事 務は、次のとおりとする。

農林水産政策課 略

試験場統括本部

農林水産部の所掌する試験研究機関の連携による

技術開発の推進に関すること。

農業振興監経営支援課 略

農業振興監農業大学校 略

農業振興監生産振興課 略

農業振興監農地 · 水保全課 略

畜産振興局畜産振興課~水産振興局漁業調整課

(市場開拓局各課の所掌事務)

第13条 市場開拓局各課の所掌事務は、次のとおりと 第13条 市場開拓局各課の所掌事務は、次のとおりと

市場開拓局販路拡大・輸出促進課

 $(1)\sim(5)$  略

(6) 鳥取県東京アンテナショップに関すること (東京本部の所掌に属するものを除く。)。

市場開拓局食のみやこ推進課

(2) 略

(3) 略

(県土整備部各課の所掌事務)

県土総務課 略

技術企画課

 $(1)\sim(4)$  略

道路局道路企画課

 $(1)\sim(6)$  略

道路局道路建設課 略

河川港湾局河川課

- (1) 公有水面の埋立て(農業振興局農地・水保全 課及び河川港湾局港湾課の所掌に属するものを除 く。) に関すること。
- $(2)\sim(4)$  略
- (5) 海岸保全区域の維持管理及び工事(農業振興 局農地・水保全課及び河川港湾局港湾課の所掌に 属するものを除く。) に関すること。
- (6) (7) 略

河川港湾局治山砂防課

- (1) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)の施行に 関すること(河川港湾局河川課の所掌に属するも のを除く。)。
- $(2)\sim(8)$  略

河川港湾局港湾課

- $(1)\sim(4)$  略
- (5) 港湾事務所及びみなとさかい交流館に関する こと。
- (6) 略

- (1) 略
- (2) 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりと 第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

県土総務課 略

技術企画課

- $(1)\sim(4)$  略
- (5) 都市計画に関すること(循環型社会推進課、 緑豊かな自然課、くらしの安心局住まいまちづく り課及び水環境保全課並びに道路建設課の所掌に 属するものを除く。)。
- (6) 土地区画整理に関すること。
- (7) 総合的な土地利用計画の策定及び土地利用規 制対策に関すること。
- (8) 地価公示及び地価調査に関すること。
- (9) 不動産鑑定業に関すること。
- (10) 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法 律第191号)の施行に関すること。
- (11) 盛土等に係る斜面の安全確保に係る土木技術 に関すること。

道路企画課

 $(1)\sim(6)$  略

道路建設課 略

河川課

- (1) 公有水面の埋立て(農業振興監農地・水保全 課及び空港港湾課の所掌に属するものを除く。) に関すること。
- $(2)\sim(4)$  略
- (5) 海岸保全区域の維持管理及び工事(農業振興 監農地・水保全課及び空港港湾課の所掌に属する ものを除く。) に関すること。
- (6) (7) 略

治山砂防課

- (1) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)の施行に 関すること(河川課の所掌に属するものを除 <.).
- $(2)\sim(8)$  略

空港港湾課

- $(1)\sim(4)$  略
- (5) <u>空港の整備に関すること。</u>
- (6) 鳥取空港、港湾事務所及びみなとさかい交流 館に関すること。
- (7) 略

#### (課内室の所掌事務)

る<u>部</u>の長(以下「<u>主管部長</u>」という。)及び知事に 報告しなければならない。これを変更したときもま た同様とする。

#### 2 略

#### (職制及び職務)

- 第16条 部、局、課及び課内室(政策戦略局東京本部 第16条 部局、部内局、課及び課内室(東京本部の拉 の拉致被害者対策調整室以外の課内室を除く。以下 この条において同じ。) に、それぞれその長を置 き、それぞれ当該<u>部、局</u>、課及び課内室の事務をつ かさどる。
- 画及び立案を行うとともに、各部の総合調整を行 う。
- 及び立案を行うとともに、部の所掌事務をつかさど る。
- 4 部長は、前項の事務を遂行するため、県行政全般 4 部局長は、前項の事務を遂行するため、県行政全 にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互 に協力してその任に当たる。
- 5 危機管理部長は、県内の防災及び県民の安全に係 5 危機管理局長は、県内の防災及び県民の安全に係 る危機管理の総合調整に関する事務を併せてつかさ どる。
- 6 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事 7 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事 故があるときにその職務を代行させるため、必要が あると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職 員を置くことができる。
  - (1) 部長 次長(次長に相当するものを含む。以 下同じ。)
  - (2) <u>局長</u> 副局長(副局長に相当するものを含 む。)
  - (3) 輝く鳥取創造本部観光交流局まんが王国官房 長 副官房長及び課長補佐(課長補佐に相当する ものを含む。以下同じ。)

## (4) 略

#### 7 略

 $8 \mod m$ の事務に参画させるため、必要があると認める  $9 \mod m$ の事務に参画させるため、必要があると認め できる。

#### (課内室の所掌事務)

第15条 課内室の所掌事務は、課の長が定め、主管す|第15条 課内室の所掌事務は、課の長が定め、主管す る<u>部局</u>の長(以下「<u>主管部局長</u>」という。)及び知 事に報告しなければならない。これを変更したとき もまた同様とする。

#### 2 略

#### (職制及び職務)

- 致被害者対策調整室以外の課内室を除く。以下この 条において同じ。) に、それぞれその長を置き、そ れぞれ当該部局、部内局、課及び課内室の事務をつ かさどる。
- 2 統轄監は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企 2 統轄監は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企 画及び立案を行うとともに、令和新時代創造本部を 所掌し、及び各部局の総合調整を行う。
- 3 部長は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画 3 部局長は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企 画及び立案を行うとともに、部局の所掌事務をつか さどる。
  - 般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相 互に協力してその任に当たる。
  - る危機管理の総合調整に関する事務を併せてつかさ どる。
  - 6 第1項の規定により置く令和新時代創造本部政策 戦略監の長は政策戦略監とし、農林水産部農業振興 監の長は農業振興監とする。
  - 故があるときにその職務を代行させるため、必要が あると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職 員を置くことができる。
  - (1) 部局長 次長(次長に相当するものを含む。 以下同じ。)
  - (2) 部内局長 副局長(副局長に相当するものを 含む。)
  - (3) 交流人口拡大本部観光交流局まんが王国官房 長 副官房長及び課長補佐(課長補佐に相当する ものを含む。以下同じ。)
  - (4) 略

#### 8 略

ときは、部に理事監、参事監又は参事を置くことが るときは、部局に理事監、参事監又は参事を置くこ とができる。

- 9 鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部 10 鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部 事務局長を政策戦略本部に置き、SDGSの理念の 政策への反映及び2050年二酸化炭素実質排出量ゼロ の実現に向けた施策の総合調整に関する事務をつか さどる。
  - 事務局長を令和新時代創造本部に置き、SDGsの 普及啓発及び2050年二酸化炭素実質排出量ゼロの実 現に向けた施策の総合調整に関する事務をつかさど
  - 11 危機管理専門官を危機管理局に置き、災害又は危 機が発生した場合の応急対策の総合調整に関する事 務をつかさどる。
  - 12 危機管理情報官を危機管理局に置き、災害又は危 機管理に係る情報の収集及び提供の統括に関する事 務をつかさどる。
  - 13 原子力安全対策監を危機管理局に置き、危機管理 局長の職務を補佐させるとともに、原子力安全対策 の総合調整に関する事務をつかさどる。
  - 14 原子力モニタリング専門官を危機管理局に置き、 環境放射能の測定及び分析の総合調整に関する事務 をつかさどる。
  - 15 原子力防災訓練推進官を危機管理局に置き、原子 力防災訓練に係る実効性の強化の統括に関する事務 をつかさどる。
  - 16 原子力安全監督官を危機管理局に置き、原子力に 係る安全監視及び情報発信の統括に関する事務をつ かさどる。
  - 17 サイクルツーリズム振興監を交流人口拡大本部に 置き、サイクルツーリズムをはじめとする自転車施 策の総合調整に関する事務をつかさどる。
  - 18 観光誘客ディレクターを交流人口拡大本部に置 き、民間的視点による国内外からの観光誘客施策の 調整に関する事務をつかさどる。
- 10 債権管理幹を政策戦略本部に置き、債権管理の統 19 債権管理幹を総務部に置き、債権管理の統括に関 する事務をつかさどる。
  - き、鳥取県版Society5.0の推進に関する事務をつか さどる。
- 括に関する事務をつかさどる。
- 11 鳥取県Society5.0推進本部事務局長を政策戦略本 20 鳥取県Society5.0推進本部事務局長を総務部に置 部に置き、鳥取県版Society5.0の推進に関する事務 をつかさどる。
- 12 サイクルツーリズム振興監を輝く鳥取創造本部に 置き、サイクルツーリズムをはじめとする自転車施 策の総合調整に関する事務をつかさどる。
- 13 略
- 14 略
- 15 略
- 16 危機管理専門官を危機管理部に置き、災害又は危 機が発生した場合の応急対策の総合調整に関する事 務をつかさどる。
- 17 危機管理情報官を危機管理部に置き、災害又は危 機管理に係る情報の収集及び提供の統括に関する事
- <u>21</u> 略
- 22 略
- 23 略

務をつかさどる。

- 18 原子力安全対策監を危機管理部に置き、危機管理 部長の職務を補佐させるとともに、原子力安全対策 の総合調整に関する事務をつかさどる。
- 19 原子力モニタリング専門官を危機管理部に置き 環境放射能の測定及び分析の総合調整に関する事務 をつかさどる。
- 20 原子力防災訓練推進官を危機管理部に置き、原子 力防災訓練に係る実効性の強化の統括に関する事務 をつかさどる。
- 21 原子力安全監督官を危機管理部に置き、原子力に 係る安全監視及び情報発信の統括に関する事務をつ かさどる。
- 策の総合調整に関する事務をつかさどる。
- 23 関西ワールドマスターズゲームズ鳥取県実施本部 25 関西ワールドマスターズゲームズ鳥取県実施本部 事務局長を地域社会振興部に置き、関西ワールドマ スターズゲームズ鳥取県実施本部事務局の庶務に関 する事務をつかさどる。

24 略

25 略

26 略

27 略

(内部組織の所掌事務)

がある場合を除くほか、当該地方機関の長が定め、 主管部長及び知事に報告しなければならない。これ を変更したときもまた同様とする。

2 略

(県民福祉局各課の所掌事務)

は、次のとおりとする。

県民福祉局中部振興課~県民福祉局中山間地域振 興チーム 略

県民福祉局倉吉児童相談所

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第12条の規定 による主として児童の福祉についての相談、調査、 判定及び指導並びに児童の一時保護に関すること。

(農林局各課の所掌事務)

第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務|第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務 は、次のとおりとする。

農林局農業振興課 略

- 22 文化振興監を地域社会振興部に置き、文化振興施 24 文化振興監を地域づくり推進部に置き、文化振興 施策の総合調整に関する事務をつかさどる。
  - 事務局長を地域づくり推進部に置き、関西ワールド マスターズゲームズ鳥取県実施本部事務局の庶務に 関する事務をつかさどる。

26 略

27 略

28 略

29 略

(内部組織の所掌事務)

第19条 地方機関の内部組織の所掌事務は、別に定め 第19条 地方機関の内部組織の所掌事務は、別に定め がある場合を除くほか、当該地方機関の長が定め、 主管部局長及び知事に報告しなければならない。こ れを変更したときもまた同様とする。

2 略

(県民福祉局各課の所掌事務)

第22条 中部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務 第22条 中部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務 は、次のとおりとする。

> 県民福祉局中部振興課~県民福祉局中山間地域振 興チーム 略

県民福祉局倉吉児童相談所

児童福祉法第12条の規定による主として児童の福 祉についての相談、調査、判定及び指導並びに児童 の一時保護に関すること。

(農林局各課の所掌事務)

は、次のとおりとする。

農林局農業振興課 略

農林局農商工連携チーム

- (1) 略
- (2) 食パラダイス鳥取県の推進に関すること。 農林局倉吉農業改良普及所~農林局林業振興課 略

第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務 第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務 は、次のとおりとする。

農林局農林業振興課 略 農林局農商工連携チーム

- (1) 略
- (2) 食パラダイス鳥取県の推進並びに地元食材の ブランド化及び販路拡大に関すること。

農林局西部農業改良普及所・農林局地域整備課

第22条の9 略

第3節 政策戦略本部の所管に属する機関

(名称、位置及び所管区域)

第23条 鳥取県総合事務所等設置条例第3条第1項の 規定により設置された県税事務所の名称、位置及び 所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部県 税事務所	鳥取市	鳥取市、岩美 郡及び八頭郡
鳥取県中部県 税事務所	倉吉市	倉吉市及び東 伯郡
鳥取県西部県 税事務所	米子市	米子市、境港 市、西伯郡及 び日野郡

2 鳥取県総合事務所等設置条例第3条第3項の規定 により設置された県税事務所の支所の名称及び位置 は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県西部県税事務所	日野郡日野町
日野支所	

(内部組織及び所掌事務)

第24条 県税事務所に、収税課及び課税課を置く。

- 2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。 収税課
  - (1) 県税等に係る周知宣伝に関すること。
  - (2) 県税等に係る徴収金の督促及び収納に関する こと。

農林局農商工連携チーム

- (1) 略
- (2) 食のみやこ鳥取県の推進に関すること。 農林局倉吉農業改良普及所~農林局林業振興課 略

は、次のとおりとする。

農林局農林業振興課 略 農林局農商工連携チーム

- (1) 略
- (2) 食のみやこ鳥取県の推進並びに地元食材のブ ランド化及び販路拡大に関すること。

農林局西部農業改良普及所・農林局地域整備課 略

第22条の9 略

- (3) 県税等に係る過誤納金の還付又は充当に関す <u>る</u>こと。
- (4) 県税等に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関 すること。
- (5) 県税等に係る延滞金の減免に関すること。
- (6) 県税等に係る徴収金の徴収に関する犯則の取 締りに関すること。
- (7) 自動車税等(自動車税及び軽自動車税(環境 性能割に限る。)をいう。以下同じ。)に係る徴 収金の賦課及び課税免除に関すること。
- (8) 自動車税等に係る申告書等の受理に関するこ
- (9) 自動車税等に係る徴収金(延滞金を除く。) の減免に関すること。
- (10) 自動車税等に係る徴収金の賦課に関する犯則 の取締りに関すること。
- (11) 納税貯蓄組合の指導に関すること。
- (12) 債権管理の支援に関すること。
- (13) 県税事務所内の庶務に関すること。
- (14) その他他課の所掌に属しない県税行政に関す <u>ること。</u>

課税課

- (1) 県税等(自動車税等を除く。)に係る徴収金 の賦課及び課税免除に関すること。
- (2) 県税等(自動車税等を除く。)に係る徴収金 (延滞金を除く。) の減免に関すること。
- (3) 県税等(自動車税等を除く。)に係る徴収金 の賦課に関する犯則の取締りに関すること。 支所
- (1) 県税等に係る周知宣伝に関すること。
- (2) 県税等に係る徴収金の督促及び収納に関する
- (3) 県税等に係る納税証明書の交付に関するこ
- (4) 県税等に係る申告書等の受理に関すること。

第4節 輝く鳥取創造本部の所管に属する機

(名称及び位置)

第25条 略

(所掌事務)

第26条 略

第3節 交流人口拡大本部の所管に属する機 関

(名称及び位置)

第23条 略

(所掌事務)

第24条 略

## 第4節 危機管理局の所管に属する機関

## 第1款 消防防災航空センター

### (設置)

第25条 消防防災航空センターを次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県消防防災航空セ	鳥取市
ンター	

## (所掌事務)

- 第26条 消防防災航空センターは、次に掲げる事務を <u>所掌する。</u>
  - (1) 消防防災ヘリコプターに関すること。
  - (2) 消防防災ヘリコプターによる市町村等への支 援に関すること。

## 第2款 消防学校

## (設置)

第27条 消防学校を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県消防学校	米子市

### (所掌事務)

第28条 消防学校は、消防組織法(昭和22年法律第226 号) 第51条第1項の規定による消防職員及び消防団 員の教育訓練並びに自主防災組織の構成員等の教育 訓練に関する事務を所掌する。

第5節 総務部の所管に属する機関

第5節 総務部の所管に属する機関

第1款 公文書館

第29条及び第30条 削除

(名称及び位置)

第31条 略

(所掌事務)

第32条 略

第33条 削除

(名称及び位置)

<u>第27条</u> 略

(所掌事務)

第28条 略

## 第2款 県税事務所

(名称、位置及び所管区域)

第34条 鳥取県総合事務所等設置条例(平成15年鳥取 県条例第40号)第3条第1項の規定により設置され た県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のと おりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部県 税事務所	鳥取市	鳥取市、岩美 郡及び八頭郡
鳥取県中部県 税事務所	倉吉市	倉吉市及び東 伯郡
鳥取県西部県 税事務所	米子市	米子市、境港 市、西伯郡及 び日野郡

2 鳥取県総合事務所等設置条例第3条第3項の規定 により設置された県税事務所の支所の名称及び位置 は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県西部県税事務所	日野郡日野町
日野支所	

### (内部組織及び所掌事務)

第35条 県税事務所に、収税課及び課税課を置く。

- 2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。 収税課
  - (1) 県税等に係る周知宣伝に関すること。
  - (2) 県税等に係る徴収金の督促及び収納に関する
  - (3) 県税等に係る過誤納金の還付又は充当に関す ること。
  - (4) 県税等に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関
  - (5) 県税等に係る延滞金の減免に関すること。
  - (6) 県税等に係る徴収金の徴収に関する犯則の取 締りに関すること。
  - (7) 自動車税等(自動車税及び軽自動車税(環境 性能割に限る。) をいう。以下同じ。) に係る徴 収金の賦課及び課税免除に関すること。
  - (8) 自動車税等に係る申告書等の受理に関するこ
  - (9) 自動車税等に係る徴収金(延滞金を除く。) の減免に関すること。
  - (10) 自動車税等に係る徴収金の賦課に関する犯則 の取締りに関すること。

- (11) 納税貯蓄組合の指導に関すること。
- (12) 債権管理の支援に関すること。
- (13) 県税事務所内の庶務に関すること。
- (14) その他他課の所掌に属しない県税行政に関す ること。

#### 課税課

- (1) 県税等(自動車税等を除く。)に係る徴収金 の賦課及び課税免除に関すること。
- (2) 県税等(自動車税等を除く。)に係る徴収金 (延滞金を除く。) の減免に関すること。
- (3) 県税等(自動車税等を除く。)に係る徴収金 の賦課に関する犯則の取締りに関すること。 支所
- (1) 県税等に係る周知宣伝に関すること。
- (2) 県税等に係る徴収金の督促及び収納に関する
- (3) 県税等に係る納税証明書の交付に関するこ
- (4) 県税等に係る申告書等の受理に関すること。

## 第3款 人権ひろば21

### (名称及び位置)

第36条 鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関す る条例(平成13年鳥取県条例第47号)第2条の規定 により設置された人権ひろば21の名称及び位置は、 次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立人権ひろば21	鳥取市

### (所掌事務)

第37条 人権ひろば21は、県民が生涯を通じて主体的 に人権について学習し、人権尊重の理念に対する理 解を深めるための機会を提供し、もって人権意識の 向上に資するための事務を所掌する。

## 第6節 危機管理部の所管に属する機関

第1款 消防防災航空センター

(設置)

第29条 消防防災航空センターを次のとおり置く。

Ø 16c	位置
2D 17\r)	1少. 匡.

鳥取県消防防災航空セー鳥取市 ンター

(所掌事務)

第30条 消防防災航空センターは、次に掲げる事務を 所掌する。

- (1) 消防防災ヘリコプターに関すること。
- (2) 消防防災へリコプターによる市町村等への支 援に関すること。

第2款 消防学校

(設置)

第31条 消防学校を次のとおり置く。

ľ	名称	位置
	鳥取県消防学校	米子市

(所掌事務)

第32条 消防学校は、消防組織法(昭和22年法律第226 号) 第51条第1項の規定による消防職員及び消防団 員の教育訓練並びに自主防災組織の構成員等の教育 訓練に関する事務を所掌する。

第7節 地域社会振興部の所管に属する機関

第6節 地域づくり推進部の所管に属する機 関

(名称、位置及び所管区域)

第33条 略

(内部組織及び所掌事務)

第34条 略

(名称及び位置)

第35条 略

(所掌事務)

<u>第36条</u> 略

(名称及び位置)

第37条 略

(所掌事務) 第38条 略

(名称、位置及び所管区域)

第38条 略

(内部組織及び所掌事務)

第39条 略

(名称及び位置)

第40条 略

(所掌事務)

<u>第41条</u> 略

(名称及び位置)

第42条 略

(所掌事務)

第43条 略

(名称及び位置)

第39条 略

(所掌事務)

第40条 略

(名称及び位置)

<u>第41条</u> 略

(所掌事務)

<u>第42条</u> 略

第6款 人権ひろば21

## (名称及び位置)

第43条 鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関す る条例(平成13年鳥取県条例第47号)第2条の規定 により設置された人権ひろば21の名称及び位置は、 次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立人権ひろば21	鳥取市

## (所掌事務)

第44条 人権ひろば21は、県民が生涯を通じて主体的 に人権について学習し、人権尊重の理念に対する理 解を深めるための機会を提供し、もって人権意識の 向上に資するための事務を所掌する。

### 第7款 男女共同参画センター

### (名称及び位置)

第45条 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例 第2条の規定により設置された男女共同参画センタ 一の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県男女共同参画セ	倉吉市
ンター	

# (所掌事務)

- 第46条 男女共同参画センターは、男女共同参画社会 を実現するため、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集 及び提供に関すること。
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関する講習会の開

(名称及び位置)

第44条 略

(所掌事務)

第45条 略

(名称及び位置)

<u>第46条</u> 略

(所掌事務)

第47条 略

催及び指導者の育成に関すること。

- (3) 男女共同参画社会の実現を目的とした団体及 び個人に対する活動拠点の提供並びにこれらの相 互の交流及び連携に関すること。
- (4) 性別による差別的な取扱いその他男女共同参 画社会の形成を阻害する要因となっている問題に 係る相談に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社 会の実現のために必要な業務に関すること。

第8款 略

(名称及び位置)

<u>第47条</u> 略

(所掌事務)

第48条 略

第9款 略

(名称及び位置)

第49条 略

(所掌事務)

第50条 略

第10款 略

(名称及び位置)

<u>第51条</u> 略

(所掌事務)

第52条 略

第11款 略

(名称及び位置)

<u>第53条</u> 略

(所掌事務)

第54条 略

第12款 略

(名称及び位置)

<u>第6款</u> 略

(名称及び位置)

<u>第48条</u> 略

(所掌事務)

第49条 略

第7款 略

(名称及び位置)

第50条 略

(所掌事務)

第51条 略

第8款 略

(名称及び位置)

<u>第52条</u> 略

(所掌事務)

第53条 略

第9款 略

(名称及び位置)

第53条の2 略

(所掌事務)

第53条の3 略

第10款 略

(名称及び位置)

第55条 略

(所掌事務)

第56条 略

(内部組織)

第57条 略

第13款 略

(名称及び位置)

第58条 略

(所掌事務)

<u>第59条</u> 略

第8節 略

(名称、位置及び所管区域)

第60条 略

(内部組織)

第61条 略

(名称、位置及び所管区域)

第62条 略

(内部組織)

<u>第63条</u> 略

(名称、位置及び所管区域)

<u>第64条</u> 略

(所掌事務)

<u>第65条</u> 略

(名称、位置及び所管区域)

<u>第66条</u> 略

(所掌事務)

第67条 略

第54条 略

(所掌事務)

<u>第55条</u> 略

(内部組織)

第56条 略

第11款 略

(名称及び位置)

第57条 略

(所掌事務)

第58条 略

第7節 略

(名称、位置及び所管区域)

第59条 略

(内部組織)

第60条 略

(名称、位置及び所管区域)

第61条 略

(内部組織)

第62条 略

(名称、位置及び所管区域)

第63条 略

(所掌事務)

<u>第64条</u> 略

(名称、位置及び所管区域)

<u>第65条</u> 略

(所掌事務)

第66条 略

第5款 削除

第67条及び第68条 削除

第5款 略

(名称及び位置)

第68条 略

(所掌事務)

第69条 略

## 第6款 略

(名称及び位置)

第69条 略

(所掌事務)

<u>第70条</u> 略

第7款 障害児入所施設及び児童発達支援 センター

(名称、位置及び種別)

第71条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関す る条例 (昭和39年鳥取県条例第11号。以下「社会福 祉施設設置条例」という。)第2条の規定により設 置された障害児入所施設及び児童発達支援センター の名称、位置及び種別は、次のとおりである。

名称	位置	種別
鳥取県立皆成	倉吉市	障害児入所施設
学園		
鳥取県立総合	米子市	障害児入所施設
療育センター		及び児童発達支
		援センター
鳥取県立鳥取	鳥取市	児童発達支援セ
療育園		ンター
鳥取県立中部	倉吉市	児童発達支援セ
療育園		ンター

#### (所掌事務)

- 第72条 障害児入所施設は、次に掲げる事務を所掌す る。
  - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第 1項第1号の規定による障害児の入所による保 護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技 能の付与に関すること(鳥取県立皆成学園に限 る。)。
  - (2) 児童福祉法第42条第1項第2号の規定による 障害児の入所による保護、日常生活の指導、独立 自活に必要な知識技能の付与及び治療に関するこ と(鳥取県立総合療育センターに限る。)。
  - (3) 自閉症等の特有な発達の障害がある者に対す る専門的な支援に関すること (鳥取県立皆成学園 に限る。)。

- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律(平成17年法律第123号)第5条 第8項に定める短期入所に関すること。
- 2 児童発達支援センターは、児童福祉法第43条第1 項第2号の規定による障害児の通所による日常生活 における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識 技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治 療に関する事務を所掌する。

(内部組織)

第73条 次の表の左欄に掲げる障害児入所施設及び児 童発達支援センターごとに、それぞれ当該右欄に掲 げる課等を置く。

鳥取県立皆成学園	総務課 育成課 養護
	課 発達障がい者支援
	センター
鳥取県立総合療育セン	事務部 地域療育連携
ター	支援室 医務部 リハ
	ビリテーション部 看
	護部 社会参加部 通
	園部
鳥取県立鳥取療育園	
鳥取県立中部療育園	

第8款 略

(名称及び位置)

第74条 略

(所掌事務)

<u>第75条</u> 略

(内部組織)

第76条 略

第9款 略

(名称及び位置)

<u>第77条</u> 略

(所掌事務)

第78条 略

第10款 略

第6款 略

(名称及び位置)

第70条 略

(所掌事務)

<u>第71条</u> 略

(内部組織)

第72条 略

第7款 略

(名称及び位置)

<u>第73条</u> 略

(所掌事務)

第74条 略

第8款 略

(名称及び位置)

第75条 略

(所掌事務)

向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次に 掲げる事務を所掌する。

 $(1)\sim(4)$  略

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第52条第1項に規定する 支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関 する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とす るものに関すること。

 $(6)\sim(9)$  略

(内部組織)

第77条 略

第9節 子ども家庭部の所管に属する機関

(名称及び位置)

第78条 略

(所掌事務)

第79条 略

(設置)

第80条 略

(所掌事務)

第81条 略

(内部組織)

第82条 略

(名称、位置及び所管区域)

第83条 略

(所掌事務)

第84条 略

(内部組織)

第85条 略

(名称及び位置)

第79条 略

(所掌事務)

第76条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の 第80条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の 向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次に 掲げる事務を所掌する。

 $(1)\sim(4)$  略

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に 係るものに限る。) に関する事務のうち専門的な 知識及び技術を必要とするものに関すること。

 $(6)\sim(9)$  略

(内部組織)

<u>第81条</u> 略

第8節 子育で・人財局の所管に属する機関

(名称及び位置)

第82条 略

(所掌事務)

第83条 略

(設置)

<u>第84条</u> 略

(所掌事務)

第85条 略

(内部組織)

第86条 略

(名称、位置及び所管区域)

第87条 略

(所掌事務)

第88条 略

(内部組織)

第89条 略

(名称、位置及び所管区域)

第86条 略

(所掌事務)

第87条 略

(設置)

る条例(昭和39年鳥取県条例第11号。以下「社会福 <u>祉施設設置条例」という。)</u>第2条の規定により設 置された児童自立支援施設の名称及び位置は、次の とおりである。

略

(所掌事務)

第89条 略

(内部組織)

第90条 略

第6款 障害児入所施設及び児童発達支援 センター

(名称、位置及び種別)

第91条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設 置された障害児入所施設及び児童発達支援センター の名称、位置及び種別は、次のとおりである。

名称	位置	種別
鳥取県立皆成	倉吉市	障害児入所施
学園		設
鳥取県立総合	米子市	障害児入所施
療育センター		設及び児童発
		達支援センタ
		J
鳥取県立鳥取	鳥取市	児童発達支援
療育園		センター
鳥取県立中部	倉吉市	児童発達支援
療育園		センター

(所掌事務)

第92条 障害児入所施設は、次に掲げる事務を所掌す る。

(1) 児童福祉法第42条第1項第1号の規定による

(名称、位置及び所管区域)

第90条 略

(所掌事務)

<u>第91条</u> 略

(設置)

第88条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関す 第92条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設 置された児童自立支援施設の名称及び位置は、次の とおりである。

略

(所掌事務)

第93条 略

(内部組織)

第94条 略

障害児の入所による保護、日常生活の指導及び独 立自活に必要な知識技能の付与に関すること(鳥 取県立皆成学園に限る。)。

- (2) 児童福祉法第42条第1項第2号の規定による 障害児の入所による保護、日常生活の指導、独立 自活に必要な知識技能の付与及び治療に関するこ と(鳥取県立総合療育センターに限る。)。
- (3) 自閉症等の特有な発達の障害がある者に対す る専門的な支援に関すること (鳥取県立皆成学園 に限る。)。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律第5条第8項に定める短期入所 に関すること。
- 2 児童発達支援センターは、児童福祉法第43条第1 項第2号の規定による障害児の通所による日常生活 における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識 技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治 療に関する事務を所掌する。

# (内部組織)

第93条 次の表の左欄に掲げる障害児入所施設及び児 童発達支援センターごとに、それぞれ当該右欄に掲 げる課等を置く。

鳥取県立皆成学園	総務課 育成課 養護
	課 発達障がい者支援
	センター
鳥取県立総合療育セン	事務部 地域療育連携
ター	支援室 医務部 リハ
	ビリテーション部 看
	護部 社会参加部 通
	園部
鳥取県立鳥取療育園	
鳥取県立中部療育園	

第10節 略

(名称、位置及び所管区域)

第94条 略

(所掌事務)

第95条 略

(設置)

第96条 略

<u>第9節</u> 略

(名称、位置及び所管区域)

第95条 略

(所掌事務)

第96条 略

(設置)

<u>第97条</u> 略

(所掌事務)

第97条 略

(名称、位置及び所管区域)

第98条 略

(所掌事務)

第99条 略

第11<u>節</u> 略

第12節 略

(内部組織及び所掌事務)

第108条 略

- 2 略
- 3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。 農業振興課 略 農商工連携チーム
  - (1) 略
  - (2) 食パラダイス鳥取県の推進に関すること。 鳥取農業改良普及所~八頭事務所八頭農業改良普 及所 略

(内部組織)

花き研究室、環境研究室、砂丘地農業研究センタ 一、弓浜砂丘地分場及び日南試験地を置く。

(所掌事務)

第98条 略

(名称、位置及び所管区域)

第99条 略

(所掌事務)

第99条の2 略

第10節 略

第11節 略

(内部組織及び所掌事務)

第108条 略

- 3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。 農業振興課 略 農商工連携チーム
  - (1) 略
- (2) 食のみやこ鳥取県の推進に関すること。 鳥取農業改良普及所~八頭事務所八頭農業改良普 及所 略

(内部組織)

第110条の7 園芸試験場に果樹研究室、野菜研究室、|第110条の7 園芸試験場に果樹研究室、野菜研究室、 花き研究室、環境研究室、砂丘地農業研究センタ 一、弓浜砂丘地分場、河原試験地及び日南試験地を 置く。

## 第14款 水産試験場

(設置)

第131条 水産試験場を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県水産試験場	境港市

(所掌事務)

- 第132条 水産試験場は、次に掲げる水産業に係る試験 研究、調査等の事務を所掌する。
  - (1) 海洋環境、水産資源及び漁ろう等についての 試験研究及び調査に関すること。
  - (2) その他水産技術の普及指導に関すること。

(内部組織)

第133条 水産試験場に、浮魚資源室、底魚資源室及び

第14款 略

(設置)

<u>第131条</u> 略

(所掌事務)

第132条 略

(内部組織)

第133条 略

<u>第15款</u> 略

(名称及び位置)

第134条 略

(所掌事務)

第135条 略

第16款 水産試験場

(設置)

第136条 水産試験場を次のとおり置く。

名称	 位置
鳥取県水産試験場	境港市

(所掌事務)

第137条 水産試験場は、次に掲げる水産業に係る試験 研究、調査等の事務を所掌する。

- (1) 海洋環境、水産資源及び漁ろう等についての 試験研究及び調査に関すること。
- (2) その他水産技術の普及指導に関すること。

(内部組織)

第138条 水産試験場に、浮魚資源室、底魚資源室及び 試験船第一鳥取丸を置く。

第13節 略

試験船第1鳥取丸を置く。

第15款 略

(設置)

<u>第134条</u> 略

(所掌事務)

第135条 略

(内部組織)

第136条 略

第16款 略

(名称及び位置)

第137条 略

(所掌事務)

第138条 略

第12節 略

第149条及び第150条 削除

第13節 令和新時代創造本部及び総務部の所 管に属する機関

## (名称及び位置)

第151条 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例 第2条の規定により設置された男女共同参画センタ 一の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県男女共同参画センター	倉吉市

### (所掌事務)

- 第152条 男女共同参画センターは、男女共同参画社会 を実現するため、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集 及び提供に関すること。
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関する講習会の開 催及び指導者の育成に関すること。
  - (3) 男女共同参画社会の実現を目的とした団体及 び個人に対する活動拠点の提供並びにこれらの相 互の交流及び連携に関すること。
  - (4) 性別による差別的な取扱いその他男女共同参 画社会の形成を阻害する要因となっている問題に 係る相談に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社 会の実現のために必要な業務に関すること。

(名称、位置及び所管区域)

第153条 略

(所掌事務)

第154条 略

(内部組織)

第155条 略

(職制及び職務)

第156条 略

第157条 略

(事務分担)

第158条 略

(附属機関の庶務担当機関)

(名称、位置及び所管区域)

第149条 略

(所掌事務)

第150条 略

(内部組織) 第151条 略

(職制及び職務)

<u>第152条</u> 略

第153条 略

(事務分担)

第154条 略

<u>第155条</u> 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第1<u>第159条</u> 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第

(附属機関の庶務担当機関)

53号) 第2条第1項の規定により設置された附属機 53号) 第2条第1項の規定により設置された附属機

関の庶務担当機関は、次のとおりとする。		関の庶務担当機関は、次のとおりとする。		
附属機関	庶務担当機関	附属機関	庶務担当機関	
鳥取県固定資産評価審議	税務課	鳥取県男女共同参画推進	女性活躍推進課(委員の	
会		員	任免に関することに限	
鳥取県中山間地域等活性	中山間・地域振興局人口		る。)	
化・移住定住促進協議会	減少社会対策課		男女共同参画センター	
鳥取県行政不服審査会	政策法務課		(女性活躍推進課が担当	
鳥取県公益認定等審議会	行政監察・法人指導課		する事務を除く。)	
鳥取県職員の処分等に係	行政体制整備局人事企画	鳥取県男女共同参画審議	女性活躍推進課	
る評価委員会	課	会		
鳥取県知事等の給与に関		鳥取県中山間地域等活性	中山間・地域交通局中山	
する有識者会議		化・移住定住促進協議会	間地域政策課	
鳥取県公務災害補償等認	行政体制整備局職員支援	鳥取県防災会議	危機管理政策課	
定委員会	課	鳥取県地震防災調査研究		
鳥取県公務災害補償等審		委員会		
查会		鳥取県国民保護協議会	危機対策・情報課	
鳥取県職員健康管理審査		鳥取県救急搬送高度化推	消防防災課(健康医療局	
会		進協議会	医療政策課が担当する事	
鳥取県職員人材開発セン	行政体制整備局職員人材		務を除く。)	
ター運営審議会	開発センター		健康医療局医療政策課	
鳥取県財産評価審議会	行政体制整備局行財政改		(傷病者の受入れに関す	
	革推進課		ることに限る。)	
鳥取県防災会議	危機管理政策課	鳥取県行政不服審査会	政策法務課	
鳥取県地震防災調査研究		<b>▲</b> 鳥取県固定資産評価審議	税務課	
委員会		会		
鳥取県国民保護協議会	危機対策・情報課	鳥取県職員の処分等に係	人事企画課	
鳥取県救急搬送高度化推	消防防災課(健康医療局	る評価委員会		
進協議会	医療政策課が担当する事	鳥取県知事等の給与に関		
	務を除く。)	する有識者会議	with D. L. Com	
	健康医療局医療政策課	鳥取県公務災害補償等認	職員支援課	
	(傷病者の受入れに関す	定委員会		
	ることに限る。)	鳥取県公務災害補償等審		
鳥取県県民投票選択肢等	県民参画協働課	<b>查会</b>		
検討委員会		■ 鳥取県職員健康管理審査 ■ <sub>へ</sub>		
鳥取県個人情報保護審査	県民参画協働課(市町村	会自取俱聯告上社開発表入		
会	課が担当する事務を除してい	鳥取県職員人材開発セン	職員人材開発センター	
	大町壮細 (分尺甘木ム峠	ター運営審議会	<b>行动联胺,冲上地</b> 诺珊	
	市町村課(住民基本台帳	鳥取県公益認定等審議会	行政監察・法人指導課 デジタル・行財政改革局	
	法 (昭和42年法律第81 号) 第20条の40第2項に	鳥取県財産評価審議会		
	号)第30条の40第2項に 規定する事項の調査審議	鳥取県人権尊重の社会づ	行財政改革推進課 人	
	規定する事項の調宜番譲 に関する事務に限る。)	局取県人権専里の任会つ くり協議会	人権局人権・同和対策課	
	県民参画協働課(政策法			
· 局 収 尔 月 取 公 用 番 直 云	飛氏参画協側課(政東伝 務課が担当する事務を除	鳥取県いじめ問題検証委 昌今		
<b> I</b>	伤味が担当りる事伤で防	員会		

	< 。 )	鳥取県県民投票選択肢等	県民参画協働課
	政策法務課(鳥取県情報	検討委員会	
	公開条例(平成12年鳥取	鳥取県個人情報保護審査	県民参画協働課(市町村
	県条例第2号)第22条第	会	課が担当する事務を除
	2号に掲げる事項の調査		⟨。)
	審議に関する事務に限		市町村課(住民基本台帳
	る。)		法(昭和42年法律第81
鳥取県文化芸術振興審議	文化政策課		号) 第30条の40第2項に
会			規定する事項の調査審議
鳥取県美術展覧会運営委			に関する事務に限る。)
員会		鳥取県情報公開審査会	県民参画協働課(政策法
鳥取県文化芸術事業評価			務課が担当する事務を除
委員会			⟨∘⟩
鳥取県人権尊重の社会づ	人権尊重社会推進局人		政策法務課(鳥取県情報
くり協議会	権・同和対策課		公開条例(平成12年鳥取
鳥取県いじめ問題検証委			県条例第2号)第22条第
員会			2号に掲げる事項の調査
鳥取県男女共同参画推進	人権尊重社会推進局女性		審議に関する事務に限
員	応援課(委員の任免に関		る。)
	することに限る。)	鳥取県文化芸術振興審議	文化政策課
	男女共同参画センター	会	
	(人権尊重社会推進局女	鳥取県美術展覧会運営委	
	性応援課が担当する事務	員会	
	を除く。)	鳥取県文化芸術事業評価	
鳥取県男女共同参画審議	人権尊重社会推進局女性	委員会	
会	応援課		
略		略	
鳥取県社会福祉審議会	ささえあい福祉局福祉保	鳥取県社会福祉審議会	ささえあい福祉局福祉保
	健課		健課
孤独・孤立を防ぐ温もり	ささえあい福祉局孤独・	孤独・孤立を防ぐ温もり	
のある支え愛社会づくり	孤立対策課	のある支え愛社会づくり	
審議会		審議会	
略		略	L
鳥取県福祉のまちづくり	ささえあい福祉局福祉保	鳥取県福祉のまちづくり	ささえあい福祉局福祉保
推進協議会	健課(くらしの安心局 <u>住</u>	推進協議会	健課(くらしの安心局 <u>住</u>
	<u>宅政策課</u> が担当する事務		まいまちづくり課が担当
	を除く。)		する事務を除く。)
	くらしの安心局 <u>住宅政策</u>		くらしの安心局住まいま
	<u>課</u> (福祉のまちづくりの		<u>ちづくり課</u> (福祉のまち
	ための建築物及びその敷		づくりのための建築物及
	地の整備基準に関するこ		びその敷地の整備基準に
	とに限る。)		関することに限る。)
略		略	•
鳥取県廃棄物審議会	自然共生社会局循環型社	鳥取県廃棄物審議会	循環型社会推進課

	会推進課		
鳥取県湖山池環境モニタ	自然共生社会局水環境保		
リング委員会	全課		
略		略	
鳥取県屋外広告物審議会	くらしの安心局まちづく	鳥取県建築士審査会	くらしの安心局住まいま
鳥取県開発審査会	り課	鳥取県建築審査会	ちづくり課
鳥取県景観審議会		鳥取県屋外広告物審議会	
鳥取県土地利用審査会		鳥取県開発審査会	
鳥取県国土利用計画地方		鳥取県景観審議会	
審議会		鳥取県湖山池環境モニタ	くらしの安心局水環境保
鳥取県都市計画審議会		リング委員会	全課
鳥取県建築士審査会	くらしの安心局住宅政策		
鳥取県建築審査会	課		
略		略	
鳥取県農業農村整備事業	農業振興局農地・水保全	鳥取県農業農村整備事業	農業振興監農地・水保全
の環境配慮に係る意見交	課	の環境配慮に係る意見交	課
換会		換会	
略		略	
鳥取県河川委員会	河川港湾局河川課	鳥取県国土利用計画地方	技術企画課
鳥取県採石場安全対策審	河川港湾局治山砂防課	審議会	
議会		鳥取県都市計画審議会	
鳥取県土砂災害警戒情報		鳥取県土地利用審査会	
検討委員会		鳥取県河川委員会	河川課
鳥取県地方港湾審議会	河川港湾局港湾課	鳥取県採石場安全対策審	治山砂防課
		議会	
		鳥取県土砂災害警戒情報	
		検討委員会	
		鳥取県地方港湾審議会	空港港湾課
略		略	
鳥取県男女共同参画セン	男女共同参画センター	鳥取県職業能力開発審議	産業人材育成センター
ター運営協議会		会	
鳥取県職業能力開発審議	産業人材育成センター	鳥取県男女共同参画セン	男女共同参画センター
会		ター運営協議会	
略		略	
2 略		2 略	
(所掌事務の主管の判定)		   (所掌事務の主管の判定)	
第156条 略		第160条 略	
···		<u> </u>	

附則

# (施行期日)

1 この規則は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例(令和5年鳥取県条例第26号)の施行の日から施行 する。ただし、第110条の7の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

### (鳥取県建築士法施行細則の一部改正)

2 鳥取県建築士法施行細則(昭和25年鳥取県規則第85号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

### 改正後

改正前

#### (名簿の閲覧)

第7条 名簿は、鳥取県生活環境部くらしの安心局 第7条 名簿は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住 住宅政策課及び所管事務所に備え置いて閲覧に供す る。

## (名簿の閲覧)

まいまちづくり課及び所管事務所に備え置いて閲覧 に供する。

#### (登録簿等の閲覧)

活環境部くらしの安心局住宅政策課及び所管事務所 に備え置いて閲覧に供する。

#### (登録簿等の閲覧)

第29条 法第23条の9各号に掲げる書類は、鳥取県生 第29条 法第23条の9各号に掲げる書類は、鳥取県生 活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課及び所 管事務所に備え置いて閲覧に供する。

## (登録簿等の閲覧)

#### 第34条 略

2 法第23条の9各号に掲げる書類(前項の書類を 除く。)は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅 政策課及び所管事務所に備え置いて閲覧に供する。

#### (登録簿等の閲覧)

#### 第34条 略

2 法第23条の9各号に掲げる書類(前項の書類を 除く。)は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住ま いまちづくり課及び所管事務所に備え置いて閲覧に 供する。

#### (鳥取県税条例施行規則の一部改正)

3 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

### 改正後

改正前

### (徴税吏員)

- 第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例(平成13年|第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例(平成13年 鳥取県条例第10号。以下「条例」という。) 第2条 第1項第1号に規定する徴税吏員を命ぜられたもの とする。
  - (1) 政策戦略本部税務課に勤務する県の職員(臨 時的任用職員及び非常勤職員を除く。)
  - (2) 略

### (徴税吏員)

- 鳥取県条例第10号。以下「条例」という。) 第2条 第1項第1号に規定する徴税吏員を命ぜられたもの とする。
- (1) 総務部税務課に勤務する県の職員(臨時的任 用職員及び非常勤職員を除く。)
- (2) 略

## 様式目次

(1) 通則関係

第1号様式~第1号様式の8 略

第1号様式の9その1 徴税吏員証(政策戦略本 部税務課用)

その2

第1号様式の10 略

(2)~(12) 略

### 様式目次

(1) 通則関係

第1号様式~第1号様式の8 略

第1号様式の9その1 徴税吏員証(総務部税務 課用)

その2 略

第1号様式の10 略

(2)~(12) 略

(鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

4 鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第50号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

#### 改正後

#### 改正前

#### (屋外広告業者監督処分簿)

第19条 条例第10条の16第1項の規定による屋外 広|第19条 条例第10条の16第1項の規定による屋外 広 告業者監督処分簿の備付け等は、条例第10条の15第 1項の規定による処分1件ごとに帳票を作成し、少 なくとも過去5年間に行った処分に係る当該帳票を 一括して編集した帳簿を鳥取県生活環境部くらしの 安心局まちづくり課で閲覧に供することにより行う ものとする。

2 略

#### (屋外広告業者監督処分簿)

告業者監督処分簿の備付け等は、条例第10条の15第 1項の規定による処分1件ごとに帳票を作成し、少 なくとも過去5年間に行った処分に係る当該帳票を 一括して編集した帳簿を鳥取県生活環境部くらしの 安心局住まいまちづくり課で閲覧に供することによ り行うものとする。

2 略

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

5 職員の職の設置に関する規則(昭和39年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

### 改正後

#### 改正前

### 別表 (第2条関係)

統轄監、部長、本部長、局長、所長、理事監、会 計管理者、次長、参事監、鳥取県SDG s 推進・温 室効果ガス削減戦略本部事務局長、サイクルツーリ ズム振興監、原子力安全対策監、鳥取県Society5.0 推進本部事務局長、文化振興監、クラスター対策 監、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長、 官房長、経済産業振興監、業務適正化推進本部事務 局長、関西ワールドマスターズゲームズ鳥取県実施 本部事務局長、室長、副局長、校長、館長、園長、 課長、星空環境推進幹、中部復興支援幹、参事、危 機管理専門官、危機管理情報官、原子力モニタリン グ専門官、原子力防災訓練推進官、原子力安全監督 官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校 長、総括検査専門員、検査専門員、債権管理幹、税 務専門員、用地専門員、業務適正化推進幹、業務適 正化監察幹、チーム長、副本部長、支所長、中山間 地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教 授、総括主計員、主計員、税務主幹、地方交通主 幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係 長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障 害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、 准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林 業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理 栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療

### 別表 (第2条関係)

統轄監、部長、本部長、局長、所長、理事監、会 計管理者、次長、参事監、鳥取県SDGs推進・温 室効果ガス削減戦略本部事務局長、政策戦略監、サ イクルツーリズム振興監、原子力安全対策監、鳥取 県Society5.0推進本部事務局長、文化振興監、クラ スター対策監、新型コロナウイルス感染症対策本部 事務局長、官房長、経済産業振興監、農業振興監、 業務適正化推進本部事務局長、関西ワールドマスタ ーズゲームズ鳥取県実施本部事務局長、室長、副局 長、校長、館長、園長、課長、星空環境推進幹、中 部復興支援幹、参事、危機管理専門官、危機管理情 報官、原子力モニタリング専門官、原子力防災訓練 推進官、原子力安全監督官、副官房長、事務局長、 主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査 専門員、債権管理幹、税務専門員、用地専門員、業 務適正化推進幹、業務適正化監察幹、チーム長、副 本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補 佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、 税務主幹、地方交通主幹、教務主幹、専技主幹、普 及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体 障害者福祉司、知的障害者福祉司、查察指導員、保 育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生 活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、 林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、

法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主 任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主 任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、 精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、 医療ソーシャルワーカー主任、主事、観光誘客チー フコーディネーター、スポーツ指導主事、学芸員 補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建 築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技 師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、 精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心 理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導 員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄 養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床 心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯 科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良 指導員、専門員、総括専門員、副館長、文化財主 事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学 芸員、主幹研究員、主任学芸員、サブチーム長、主 任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、 副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療 法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主 任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士 長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、 現業技術員、農業技手、畜産技手、現業主事、介助 員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、 隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視 員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄 養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭 用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査 員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛 護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥 取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と 畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害 虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理 員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納 員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語 聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会 福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理 主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定 主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主 任、主事、観光誘客チーフコーディネーター、スポ ーツ指導主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛 生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技 師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉 主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法 士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自 立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活 指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソ ーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講 師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導 員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専 門員、副館長、文化財主事、場長、上席研究員、分 場長、試験地長、主幹学芸員、主幹研究員、主任学 芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸 員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医 師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看 護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、 機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機 関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、 畜産技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作 スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化 石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇 物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導 員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫 員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視 員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技 術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営 住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査 委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、 漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理 員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び 現金取扱員

### (鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

6 鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	강	女 正 後	È		改	正直	前
(出納の	)登録)			(出納の	)登録)		
第11条	会計管理者、	出納員、	分任出納員又は物品	第11条	会計管理者、	出納員.	、分任出納員又は物品

出納員は、物品の出納の通知を受けたときは、財務 会計システム(財務を管理するための情報処理シス テムであって、会計管理部が所管するものいう。) 上の物品を管理するためのデータベース(以下「物 品出納簿」という。) にその受払いを登録しなけれ ばならない。ただし、これにより難い場合として知 事が別に定める場合、又はその物品が知事が別に定 める軽易なものであるときはこの限りでない。

2 略

出納員は、物品の出納の通知を受けたときは、財務 会計システム (財務を管理するための情報処理シス テムであって、会計管理局が所管するものいう。) 上の物品を管理するためのデータベース(以下「物 品出納簿」という。) にその受払いを登録しなけれ ばならない。ただし、これにより難い場合として知 事が別に定める場合、又はその物品が知事が別に定 める軽易なものであるときはこの限りでない。

2 略

(鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正)

7 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和39年鳥取県規則第18 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事務の範囲)	(事務の範囲)
第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事	第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事
務は、次に掲げるとおりとする。	務は、次に掲げるとおりとする。
(1)~(10) 略	(1)~(10) 略
(11) <u>デジタル基盤整備課</u> が集中管理するサーバー	(11) <u>デジタル改革推進課</u> が集中管理するサーバー
の利用に要する経費の支払に関する事務	の利用に要する経費の支払に関する事務

(鳥取県予算規則の一部改正)

8 鳥取県予算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3	
改 正 後	改 正 前

(定義)

意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 主務部長 知事部局の部長(政策戦略本部 長、輝く鳥取創造本部長及び会計管理者を含 む。)、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局 長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び 警察本部長をいう。

 $(2)\sim(4)$  略

(予算の編成方針)

第4条 政策戦略本部長は、知事の命を受けて、あら|第4条 総務部長は、知事の命を受けて、あらかじめ かじめ翌年度の予算の編成方針を定め、主務部長に 通知しなければならない。

(予算の要求)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の|第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。

> (1) 主務部長 知事部局の部長(令和新時代創造 本部長、交流人口拡大本部長、危機管理局長、子 育て・人財局長及び会計管理者を含む。)、議会事 務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員 事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長を いう。

 $(2)\sim(4)$  略

(予算の編成方針)

翌年度の予算の編成方針を定め、主務部長に通知し なければならない。

(予算の要求)

第5条 主務部長は、前条の予算の編成方針の通知を 第5条 主務部長は、前条の予算の編成方針の通知を 受けたときは、これに基づき、その分掌事務に係る 予算について、別に政策戦略本部長が定めるところ により要求書及び説明資料を作成し、これを政策戦 略本部長に提出しなければならない。

#### (予算の査定)

第6条 政策戦略本部長は、前条の要求書の提出を受 第6条 総務部長は、前条の要求書の提出を受けたと けたときは、これらを審査のうえ、知事の査定を受 けなければならない。

#### (予算案の作成)

第7条 政策戦略本部長は、知事の査定を終了したと 第7条 総務部長は、知事の査定を終了したときは、 きは、予算案を作成し、知事の決裁を受けなければ ならない。

### (予算の執行方針)

の成立後すみやかに予算の執行方針を定め、これを 主務部長に通知しなければならない。

#### (歳出予算の流用)

- 経費の金額の流用を必要とする場合には、別に政策 戦略本部長が定めるところにより歳出予算流用(申 請)書を作成し、流用の手続を行わなければならな
- 2 主務部長は、前項の手続を行う際には、政策戦略 2 主務部長は、前項の手続を行う際には、総務部長 本部長の関連審査を受けなければならない。

#### 3 • 4 略

### (予備費の充当)

- 第17条 主務部長は、予備費の充当を必要とするとき 第17条 主務部長は、予備費の充当を必要とすると は、別に<u>政策戦略本部長</u>が定めるところにより予備 費充当(申請)書を作成し、これを政策戦略本部長 に提出しなければならない。
- 2 政策戦略本部長は、前項の予備費充当(申請)書 2 総務部長は、前項の予備費充当(申請)書の提出 の提出を受けたときは、これを審査のうえ、予備費 充当案を作成し、知事の決裁を受けなければならな
- 当の決定があったときは、その旨を関係主務部長に 通知しなければならない。

#### (予算の繰越し使用)

受けたときは、これに基づき、その分掌事務に係る 予算について、別に総務部長が定めるところにより 要求書及び説明資料を作成し、これを総務部長に提 出しなければならない。

#### (予算の査定)

きは、これらを審査のうえ、知事の査定を受けなけ ればならない。

#### (予算案の作成)

予算案を作成し、知事の決裁を受けなければならな V)

### (予算の執行方針)

第10条 政策戦略本部長は、知事の命を受け、予算|第10条 総務部長は、知事の命を受け、予算の成立後 すみやかに予算の執行方針を定め、これを主務部長 に通知しなければならない。

#### (歳出予算の流用)

- 第16条 主務部長は、予算に定める歳出予算の各項の|第16条 主務部長は、予算に定める歳出予算の各項の 経費の金額の流用を必要とする場合には、別に総務 部長が定めるところにより歳出予算流用(申請)書 を作成し、流用の手続を行わなければならない。
  - の関連審査を受けなければならない。

#### 3 • 4 略

### (予備費の充当)

- きは、別に総務部長が定めるところにより予備費充 当(申請)書を作成し、これを総務部長に提出しな ければならない。
- を受けたときは、これを審査のうえ、予備費充当案 を作成し、知事の決裁を受けなければならない。
- 3 政策戦略本部長は、前項の規定により予備費の充 3 総務部長は、前項の規定により予備費の充当の決 定があったときは、その旨を関係主務部長に通知し なければならない。

#### (予算の繰越し使用)

- 第18条 主務部長は、繰越明許費に係る歳出予算の 第18条 主務部長は、繰越明許費に係る歳出予算の 経費を翌年度に繰り越して使用する必要があるとき は、別に政策戦略本部長が定めるところにより繰越 明許費繰越申請書を3月20日までに作成し、これを 政策戦略本部長に提出しなければならない。
- 2 政策戦略本部長は、前項の繰越明許費繰越申請書 2 総務部長は、前項の繰越明許費繰越申請書の提出 の提出を受けたときは、これを審査のうえ繰越明許 費繰越計算書の案を作成し、知事の決裁を受けなけ ればならない。
- 第19条 主務部長は、地方自治法(昭和22年法律第67 第19条 主務部長は、地方自治法(昭和22年法律第67 号) 第220条第3項ただし書の規定による繰越しを する必要があるときは、別に政策戦略本部長が定め るところにより事故繰越し繰越申請書を3月20日ま ばならない。

#### 2 略

第20条 主務部長は、地方自治法施行令(昭和22年政 第20条 主務部長は、地方自治法施行令(昭和22年政 令第16号) 第145条第1項の規定による繰越しをす る必要があるときは、別に政策戦略本部長が定める 成し、これを政策戦略本部長に提出しなければなら ない。

### 2 略

#### (継続費精算報告)

第22条 主務部長は、継続費に係る継続年度が終了 第22条 主務部長は、継続費に係る継続年度が終了 したときは、省令別記に規定する継続費精算報告書 を作成し、終了の翌年度の8月31日までに政策戦略 本部長に提出しなければならない。

#### (主要な施策の成果を説明する書類の提出)

- 第23条 主務部長は、<u>政策戦略本部長</u>が別に指示する 第23条 主務部長は、<u>総務部長</u>が別に指示するとこ ところにより、前年度の主要な施策の成果を説明す る書類を作成し、政策戦略本部長に提出しなければ ならない。
- 第25条 政策戦略本部長は、次の各号に掲げる帳簿|第25条 総務部長は、次の各号に掲げる帳簿を備えな を備えなければならない。

 $(1)\sim(6)$  略

らない。

- 経費を翌年度に繰り越して使用する必要があるとき は、別に総務部長が定めるところにより繰越明許費 繰越申請書を3月20日までに作成し、これを総務部 長に提出しなければならない。
- を受けたときは、これを審査のうえ繰越明許費繰越 計算書の案を作成し、知事の決裁を受けなければな らない。
- 号) 第220条第3項ただし書の規定による繰越しを する必要があるときは、別に総務部長が定めるとこ ろにより事故繰越し繰越申請書を3月20日までに作 でに作成し、これを政策戦略本部長に提出しなけれ 成し、これを総務部長に提出しなければならない。

#### 2 略

令第16号) 第145条第1項の規定による繰越しをす る必要があるときは、別に総務部長が定めるところ ところにより継続費繰越申請書を3月20日までに作してより継続費繰越申請書を3月20日までに作成し、 これを総務部長に提出しなければならない。

### 2 略

#### (継続費精算報告)

したときは、省令別記に規定する継続費精算報告書 を作成し、終了の翌年度の8月31日までに総務部長 に提出しなければならない。

#### (主要な施策の成果を説明する書類の提出)

ろにより、前年度の主要な施策の成果を説明する書 類を作成し、総務部長に提出しなければならない。

ければならない。

 $(1)\sim(6)$  略

第26条 この規則の定めるところにより政策戦略本部 第26条 この規則の定めるところにより総務部長に 長に提出する書類は、財政課長を経由しなければな 提出する書類は、財政課長を経由しなければならな (鳥取県警察職員顕彰条例施行規則の一部改正)

9 鳥取県警察職員顕彰条例施行規則(昭和42年鳥取県規則第56号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(審査会の組織) 第4条 略 2 略 3 委員には、財政課長 <u>、行政体制整備局職員支援課</u> 長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部 長、警備部長及び首席監察官を充てる。	(審査会の組織) 第4条 略 2 略 3 委員には <u>、職員支援課長</u> 、財政課長、警務部長、

(鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部改正)

10 鳥取県消防顕彰金条例施行規則(昭和44年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<ul><li>(審査会の組織)</li><li>第6条 略</li><li>2 会長は、<u>危機管理局長</u>をもって充てる。</li><li>3 委員は、<u>消防防災課長</u>、総務課長、<u>財政課長</u>及び 河川課長をもって充てる。</li></ul>

(鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正)

11 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則(昭和62年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略
2~7 略	2~7 略
8 この規則において「県支弁月額」とは、それぞれ	8 この規則において「県支弁月額」とは、それぞれ
の施設入所措置等のうちその月に行われる分(次条	の施設入所措置等のうちその月に行われる分(次条
第1項の表第2号に掲げる助産の実施については、	第1項の表第2号に掲げる助産の実施については、
その月に終了する当該助産の実施の全部)に要する	その月に終了する当該助産の実施の全部)に要する
費用( <u>子ども家庭部長</u> が児童保護措置費徴収事務取	費用( <u>福祉保健部長及び子育て・人財局長</u> が児童保
扱要領で定めるものに限る。以下「その月分の措置	護措置費徴収事務取扱要領で定めるものに限る。以
費等」という。) について県が支弁した額をいう。	下「その月分の措置費等」という。)について県が
	支弁した額をいう。
9 略	9 略

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、施設入所措置 第8条 この規則に定めるもののほか、施設入所措置 等に要する費用の徴収に関し必要な事項は、子ども 家庭部長が別に定める。

様式第1号(第4条関係)

(表面)

市町村民税額等申告書

職氏名

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則第4条第 1項の規定により、基準年度の分の市町村民税の額等 について次のとおり申告します。

年 月 日

申告者 住所

氏名

略

略

注1~3 略

4 所得、税額、控除額及び減免額を証する書類 として子ども家庭部長が別に定めるもの(以下 「所得等証明書類」という。) を添付するこ と。ただし、地方税関係情報を個人番号を利用 して確認できる場合は、市町村民税欄の記載及 び所得等証明書類の添付を省略することができ る。個人番号を利用して確認することに同意す る場合は、裏面の同意欄に、同意する者自ら記 入すること、同意する者の数が署名欄より多い 場合は欄外に記入して差し支えない。

(裏面) 略

(雑則)

等に要する費用の徴収に関し必要な事項は、福祉保 健部長及び子育て・人財局長が別に定める。

様式第1号(第4条関係)

(表面)

市町村民税額等申告書

職氏名

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則第4条第 1項の規定により、基準年度の分の市町村民税の額等 について次のとおり申告します。

年 月 日

申告者 住所

氏名

(EII)

略

略

(EII)

注1~3 略

4 所得、税額、控除額及び減免額を証する書類 として福祉保健部長及び子育て・人財局長が別 に定めるもの(以下「所得等証明書類」とい う。)を添付すること。ただし、地方税関係情 報を個人番号を利用して確認できる場合は、市 町村民税欄の記載及び所得等証明書類の添付を 省略することができる。個人番号を利用して確 認することに同意する場合は、裏面の同意欄 に、同意する者自ら記入すること、同意する者 の数が署名欄より多い場合は欄外に記入して差 し支えない。

(裏面) 略

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

12 鳥取県児童福祉法施行細則(平成3年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前 (委任) (委任) 第32条 この規則に定めるもののほか、この規則の施 第32条 この規則に定めるもののほか、この規則の施 行に関し必要な事項は、福祉保健部長及び子育で・ 行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定め 人財局長が別に定める。

(鳥取県公報発行規則の一部改正)

13 鳥取県公報発行規則(平成5年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前 (公報の閲覧) (公報の閲覧) 第4条 公報は、地域社会振興部県民参画協働課の適|第4条 公報は、地域づくり推進部県民参画協働課の 当な場所に備え置くとともに、インターネットを利 適当な場所に備え置くとともに、インターネットを 用して一般の閲覧に供する。 利用して一般の閲覧に供する。

(鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正)

14 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則(平成7年鳥取県規則第104号)の一部を次のように改正する。 **次の表の改正前の欄に掲げる担定を同志の改正簿の欄に掲げる担定に、下組で示すとうに改正する** 

次の表の改止則の懶に掲げる規定を回表の改止後の個	阑に掲りる規定に、下線で示すよりに以上する。
改 正 後	改 正 前
(報告書の閲覧) 第7条 略 2 略 3 閲覧は、鳥取県 <u>地域社会振興部</u> 県民参画協働課、 鳥 取県中部総合事務所県民福祉局並びに鳥取県西 部総合事務所県民福祉局及び日野振興センター日野 振興局で、執務時間中にしなければならない。 4~6 略	(報告書の閲覧) 第7条 略 2 略 3 閲覧は、鳥取県 <u>地域づくり推進部</u> 県民参画協働 課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局並びに鳥取県
(自時間東致加州佐田田田の、並)	

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

15 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。 **火のまの北工芸の棚に相ばて担会と日まの北工災の棚に相ばて担会に、工道ベニよとこに北工より** 

次の衣の以上前の懶に掲げる規定を向衣の以上後のM	刺に拘ける規定に、下豚で小りように以正りる。
改 正 後	改 正 前
( 字美)	(党美)

意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(12) 略

- (13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲 げる課内室(東京本部、関西本部及び衛生環境研 究所に置かれるものを除く。) の長をいう。
- (14) 会計担当職員 組織規則第16条第6項第3号 及び第4号に規定する課長補佐(これに相当する 職の職員を含み、これらの職員のいない課にあっ ては、上席の職員とする。) のうち当該課の長が あらかじめ定めた職員をいう。
- (15) 略
- (16) 部長 組織条例第14条第1項に規定する部長 をいう。
- (17) 局長 組織規則第5条第2項の規定により置 かれる局の長をいう。

(疋義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)~(12) 略
  - (13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲 げる課内室(東京本部、関西本部、衛生環境研究 所及び農業大学校に置かれるものを除く。) の長 をいう。
  - (14) 会計担当職員 組織規則第16条第7項第3号 及び第4号に規定する課長補佐(これに相当する 職の職員を含み、これらの職員のいない課にあっ ては、上席の職員とする。) のうち当該課の長が あらかじめ定めた職員をいう。
  - (15) 略
  - (16) 部長 組織条例第14条第1項に規定する部局 <u>長</u>をいう。
  - (17) 局長 組織規則第5条第2項の規定により置 かれる部内局の長をいう。

(18)  $\sim$  (23) 略

(専決事項)

## 第4条 略

部間の調整を必要とする重要事項は、統轄監の専決 事項とする。

3~6 略

(18)  $\sim$  (23) 略

(専決事項)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、部長の専決事項のうち 2 前項の規定にかかわらず、部長の専決事項のうち 部局間の調整を必要とする重要事項及び令和新時代 創造本部の所掌事務のうち統轄監が処理することが 適当である事項は、統轄監の専決事項とする。

 $3 \sim 6$  略

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

16 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第7号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

#### 改正後

(公の意思の形成への参画に携わる職)

- 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に 掲げる職とする。
  - (1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第 5号。以下「組織条例」という。)第14条第1項 に規定する統轄監及び部長、鳥取県行政組織規則 (昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」 という。) 第16条第1項の規定により置かれる局 及び課の長、同条第6項の規定により置かれる次 長、同条第8項の規定により置かれる理事監及び 参事監、同条第10項の規定により置かれる債権管 理幹、同条第12項の規定により置かれるサイクル ツーリズム振興監、同条第16項の規定により置か れる危機管理専門官、同条第17項の規定により置 かれる危機管理情報官、同条第18項の規定により 置かれる原子力安全対策監、同条第19項の規定に より置かれる原子力モニタリング専門官、同条第 20項の規定により置かれる原子力防災訓練推進 官、同条第21項の規定により置かれる原子力安全 監督官、同条第22項の規定により置かれる文化振 興監、同条第24項の規定により置かれるクラスタ 一対策監、同条第25項の規定により置かれる新型 コロナウイルス感染症対策本部事務局長並びに同 条第27項の規定により置かれる経済産業振興監
  - (2) 組織条例第15条第2項に規定する会計管理者 並びに鳥取県会計管理部組織規則(平成21年鳥取 県規則第24号)第5条第1項の規定により置かれ る課及び工事検査事務所の長

(公の意思の形成への参画に携わる職)

掲げる職とする。

改正前

- (1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例 第5号。以下「組織条例」という。) 第14条第1 項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織 規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規 則」という。)第16条第1項の規定により置かれ る部内局及び課の長、同条第7項の規定により置 かれる次長、同条第9項の規定により置かれる理 事監及び参事監、同条第11項の規定により置かれ る危機管理専門官、同条第12項の規定により置か れる危機管理情報官、同条第13項の規定により置 かれる原子力安全対策監、同条第14項の規定によ り置かれる原子力モニタリング専門官、同条第15 項の規定により置かれる原子力防災訓練推進官、 同条第16項の規定により置かれる原子力安全監督 官、同条第17項の規定により置かれるサイクルツ ーリズム振興監、同条第19項の規定により置かれ る債権管理幹、同条第24項の規定により置かれる 文化振興監、同条第26項の規定により置かれるク ラスター対策監、同条第27項の規定により置かれ る新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長並 びに同条第29項の規定により置かれる経済産業振 興監
- (2) 組織条例第15条第2項に規定する会計管理者 並びに鳥取県会計管理局組織規則(平成21年鳥取 県規則第24号)第5条第1項の規定により置かれ る課及び工事検査事務所の長

- (3) 鳥取県総合事務所等設置条例(平成15年鳥取 県条例第40号) 第9条に規定する所長及び組織規 則第152条第4項の規定により置かれる総合事務 所の日野振興センター及び農林事務所の八頭事務 所の長並びに組織規則第153条第1項の規定によ り置かれる地方機関の長
- (4) (5) 略

(3) 鳥取県総合事務所等設置条例(平成15年鳥取 県条例第40号) 第9条に規定する所長及び組織規 則第156条第4項の規定により置かれる総合事務 所の日野振興センター及び農林事務所の八頭事務 所の長並びに組織規則第157条第1項の規定によ り置かれる地方機関の長

(4) (5) 略

(鳥取県河川工事負担金等徴収職員規則の一部改正)

17 鳥取県河川工事負担金等徴収職員規則(平成14年鳥取県規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(徴収職員)	(徴収職員)
第2条 次に掲げる県の職員(臨時的任用職員及び非	第2条 次に掲げる県の職員(臨時的任用職員及び非
常勤職員を除く。)は、徴収職員を命じられたもの	常勤職員を除く。)は、徴収職員を命じられたもの
とする。	とする。
(1) 県土整備部 <u>河川港湾局</u> 河川課に勤務する職	(1) 県土整備部河川課に勤務する職員
員	
(2) 略	(2) 略

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)

18 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第91号)の一 部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

# 改正後

改正前

(指定管理者の事業報告書等の公表)

第3条 条例第9条第2項の規則で定める方法は、鳥 第3条 条例第9条第2項の規則で定める方法は、鳥 取県地域社会振興部県民参画協働課、鳥取県中部総 合事務所県民福祉局並びに鳥取県西部総合事務所県 民福祉局及び日野振興センター日野振興局で、執務 時間中閲覧に供する方法とする。

(指定管理者の事業報告書等の公表)

取県地域づくり推進部県民参画協働課、鳥取県中部 総合事務所県民福祉局並びに鳥取県西部総合事務所 県民福祉局及び日野振興センター日野振興局で、執 務時間中閲覧に供する方法とする。

(鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正)

19 鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年鳥取県規則第89号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(中期計画の認可等)

期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中 期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度 開始の日の30日前までに(法人の成立後最初の中期

(中期計画の認可等)

第5条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中 第5条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中 期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中 期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度 開始の日の30日前までに(法人の成立後最初の中期 計画については、法人の成立後遅滞なく)、所管部 長(鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5 号) 第2条の規定により設置された部のうち当該法 人を所管するものの長をいう。以下同じ。) に提出 しなければならない。

画の変更の認可を受けようとするときは、変更しよ うとする事項及びその理由を記載した申請書に変更 後の中期計画を添付して、所管部長に提出しなけれ ばならない。

#### (会計処理)

している償却資産がその減価に対応すべき収益の獲 得が予定されていないもの(以下「減価対応収益の ない資産」という。)であると認められる場合に は、地方独立行政法人法施行規則(平成16年総務省 令第51号) 第3条第3項の規定により総務大臣が公 示する地方独立行政法人会計基準(以下「会計基 準」という。) に基づき、当該償却資産を取得する までの間に限り、当該償却資産を減価対応収益のな い資産として指定することができる。

### 2 • 3 略

### (財務諸表等)

第10条 法人は、法第34条第1項の承認を受けようと | 第10条 法人は、法第34条第1項の承認を受けようと するときは、同項の財務諸表を所管部長に提出しな ければならない。

### $2\sim4$ 略

(中期計画に定める使途に充てられる剰余金の額の承 認の手続)

するときは、次に掲げる事項を記載した申請書に<u>所</u> 管部長が必要と認める事項を記載した書類を添付し て、法第34条第1項の規定による財務諸表の提出に 併せて所管部長に提出しなければならない。

## (1) • (2) 略

### (積立金の処分に係る承認の手続)

第12条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようと | 第12条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようと するときは、次に掲げる事項を記載した申請書に所 管部長が必要と認める事項を記載した書類を添付し て、中期目標の期間の最後の事業年度に係る法第34

計画については、法人の成立後遅滞なく)、所管部 局長(鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第 5号)第2条の規定により設置された部局のうち当 該法人を所管するものの長をいう。以下同じ。) に 提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計 2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計 画の変更の認可を受けようとするときは、変更しよ うとする事項及びその理由を記載した申請書に変更 後の中期計画を添付して、所管部局長に提出しなけ ればならない。

#### (会計処理)

第9条 所管部長は、法人が業務のため取得しようと 第9条 所管部局長は、法人が業務のため取得しよう としている償却資産がその減価に対応すべき収益の 獲得が予定されていないもの(以下「減価対応収益 のない資産」という。) であると認められる場合に は、地方独立行政法人法施行規則(平成16年総務省 令第51号) 第3条第3項の規定により総務大臣が公 示する地方独立行政法人会計基準(以下「会計基 準」という。) に基づき、当該償却資産を取得する までの間に限り、当該償却資産を減価対応収益のな い資産として指定することができる。

### 2 • 3 略

### (財務諸表等)

するときは、同項の財務諸表を所管部局長に提出し なければならない。

### $2\sim4$ 略

(中期計画に定める使途に充てられる剰余金の額の承 認の手続)

第11条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようと 第11条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようと するときは、次に掲げる事項を記載した申請書に所 管部局長が必要と認める事項を記載した書類を添付 して、法第34条第1項の規定による財務諸表の提出 に併せて所管部局長に提出しなければならない。

## (1) • (2) 略

### (積立金の処分に係る承認の手続)

するときは、次に掲げる事項を記載した申請書に所 管部局長が必要と認める事項を記載した書類を添付 して、中期目標の期間の最後の事業年度に係る法第 条第1項の規定による財務諸表の提出に併せて所管 34条第1項の規定による財務諸表の提出に併せて所 部長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$  略

(納付金の納付の手続)

定による承認をしたときは、速やかに法第40条第5 項の規定による納付金の額及び納付の期限を法人に 通知するものとする。

(短期借入金の認可の申請)

り短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同 条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換え の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を 記載した申請書を所管部長に提出しなければならな 11

 $(1)\sim(7)$  略

(8) その他所管部長が必要と認める事項

管部局長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$  略

(納付金の納付の手続)

第13条 所管課長は、所管部長が法第40条第4項の規 第13条 所管課長は、所管部局長が法第40条第4項の 規定による承認をしたときは、速やかに法第40条第 5項の規定による納付金の額及び納付の期限を法人 に通知するものとする。

(短期借入金の認可の申請)

第14条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定によ 第14条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定によ り短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同 条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換え の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を 記載した申請書を所管部局長に提出しなければなら ない。

 $(1)\sim(7)$  略

(8) その他所管部局長が必要と認める事項

(鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則の一部改正)

20 鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則(平成21年鳥取県規則第19号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

#### 改正後 改正前

(名称、設置場所及び所掌機関)

第3条 条例第8条第1項の規定により設置された人 第3条 条例第8条第1項の規定により設置された人 権相談窓口の名称、設置場所及び所掌機関は、次の とおりとする。

名称	設置場所	所掌機関
本庁相談窓口	鳥取市	地域社会振興部人権尊重社
		会推進局
中部相談窓口	倉吉市	中部総合事務所県民福祉局
		及び <u>地域社会振興部人権</u> 尊
		重社会推進局
西部相談窓口	米子市	西部総合事務所県民福祉局
		及び <u>地域社会振興部人権尊</u>
		重社会推進局

(名称、設置場所及び所掌機関)

権相談窓口の名称、設置場所及び所掌機関は、次の とおりとする。

名称	設置場所	所掌機関
本庁相談窓口	鳥取市	総務部人権局
中部相談窓口	倉吉市	中部総合事務所県民福祉局 及び <u>総務部人権局</u>
西部相談窓口	米子市	西部総合事務所県民福祉局 及び <u>総務部人権局</u>

(鳥取県会計管理局組織規則の一部改正)

21 鳥取県会計管理局組織規則(平成21年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
<u>鳥取県会計管理部組織規則</u>	鳥取県会計管理局組織規則

(趣旨)

び所掌事務並びに職制及び職務について必要な事項 を定めるものとする。

(内部組織の設置)

- 第2条 会計管理部に、本庁として会計指導課、統括 第2条 会計管理局に、本庁として会計指導課、統括 審査課及び工事検査課を置く。
- 次のとおり置く。

略

3 会計管理部に鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取 3 会計管理局に鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取 県条例第53号)第2条第1項の規定により設置され た附属機関は、次のとおりである。

略

(各課の所掌事務)

第3条 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

会計指導課

- (1)~(12) 略
- (13) 会計管理部の連絡調整に関すること。
- (14) 会計管理部の予算経理及び庶務に関するこ
- (15) その他会計管理部内他課の所掌に属しないこ と。

統括審査課・工事検査課 略

(職制及び職務)

第5条 略

- 2 · 3 略
- 4 重要事項の企画に参画させるため、必要があると 4 重要事項の企画に参画させるため、必要があると 認めるときは、会計管理部に参事監及び参事を置く ことができる。

(趣旨)

第1条 この規則は、会計管理部の内部組織の設置及 第1条 この規則は、会計管理局の内部組織の設置及 び所掌事務並びに職制及び職務について必要な事項 を定めるものとする。

(内部組織の設置)

- 審査課及び工事検査課を置く。
- 2 会計管理部に、地方機関として工事検査事務所を 2 会計管理局に、地方機関として工事検査事務所を 次のとおり置く。

略

県条例第53号)第2条第1項の規定により設置され た附属機関は、次のとおりである。

(各課の所掌事務)

第3条 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

会計指導課

- (1)~(12) 略
- (13) 会計管理局の連絡調整に関すること。
- (14) 会計管理局の予算経理及び庶務に関するこ
- (15) その他会計管理局内他課の所掌に属しないこ と。

統括審査課・工事検査課 略

(職制及び職務)

第5条 略

2 • 3 略

認めるときは、会計管理局に参事監及び参事を置く ことができる。

(鳥取県会計管理局等事務決裁規則の一部改正)

22 鳥取県会計管理局等事務決裁規則(平成21年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

### 鳥取県会計管理部等事務決裁規則

(目的)

決裁に関し必要な事項を定め、もって事務処理の能 決裁に関し必要な事項を定め、もって事務処理の能

### 鳥取県会計管理局等事務決裁規則

(目的)

第1条 この規則は、会計管理部において処理する事 第1条 この規則は、会計管理局において処理する事 務並びに出納機関の出納員及び電子出納員の事務の 務並びに出納機関の出納員及び電子出納員の事務の 率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とす

(定義)

- 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - $(1)\sim(9)$  略
  - (10) 課長 鳥取県会計管理部組織規則(平成21年 鳥取県規則第24号)第2条第1項の規定により設 置された課の長をいう。
  - (11) 所長 鳥取県会計管理部組織規則第2条第2 項の規定により設置された工事検査事務所の長を
  - (12) 会計担当職員 鳥取県会計管理部組織規則第 5条第2項に規定する課長補佐のうち当該課の長 があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補 佐を置かない場合にあっては、当該課の長があら かじめ定めた上席の職員をいう。
  - (13)~(16) 略

率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とす る。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  $(1)\sim(9)$  略
  - (10) 課長 鳥取県会計管理局組織規則(平成21年 鳥取県規則第24号)第2条第1項の規定により設 置された課の長をいう。
  - (11) 所長 鳥取県会計管理局組織規則第2条第2 項の規定により設置された工事検査事務所の長を
  - (12) 会計担当職員 鳥取県会計管理局組織規則第 5条第2項に規定する課長補佐のうち当該課の長 があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補 佐を置かない場合にあっては、当該課の長があら かじめ定めた上席の職員をいう。
  - (13)~(16) 略

(鳥取県天神川流域下水道事業財務規則の一部改正)

23 鳥取県天神川流域下水道事業財務規則(令和2年鳥取県規則第27号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(企業出納員)

第2条 略

- 保全課の課長(以下「水環境保全課長」という。) 及び同課の会計事務を担当する課長補佐をもってこ れに充てる。
- 3 · 4 略

(企業出納員)

第2条 略

- 2 企業出納員は、生活環境部自然共生社会局水環境 2 企業出納員は、生活環境部くらしの安心局水環境 保全課の課長(以下「水環境保全課長」という。) 及び同課の会計事務を担当する課長補佐をもってこ れに充てる。
  - 3 4 略

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年7月13日

鳥取県知事 平 井

### 鳥取県規則第35号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

#### (定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 部 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条 例第5号) 第2条の規定により設置された部、会 計管理部、議会事務局、教育委員会事務局、人事 委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務 局及び警察本部をいう。
  - (2) 機関 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県 規則第13号) 第2条第3項に規定する地方機関、 鳥取県会計管理部組織規則(平成21年鳥取県規則 第24号) 第2条第2項に規定する地方機関、鳥取 県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県 教育委員会規則第5号)第2条第4項に規定する 地方機関及び同条第6項に規定する教育機関並び に警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例 (昭和29年鳥取県条例第30号) 別表に規定する警 察署をいう。

 $(3)\sim(6)$  略

(出納員)

- び統括審査課長の職にある者をもって充てる。
- 2 · 3 略
- 4 知事は、会計管理部以外の部並びに出納機関以外 4 知事は、会計管理局以外の部並びに出納機関以外 の機関に必要に応じて出納員を置くことができる。

(電子出納員)

第5条の2 前条の出納員に加え、部及び出納機関に 第5条の2 前条の出納員に加え、部及び出納機関に 会計管理者が所属において電子情報処理組織を利用 する方法により処理するものとして別に定める経費 に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を 行わせる出納員(以下「電子出納員」という。)を 置き、次の表の左欄に掲げる部又は出納機関の区分 に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者をもって充 に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者をもって充

(定義)

- 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 部 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条 例第5号) 第2条の規定により設置された部局、 会計管理局、議会事務局、教育委員会事務局、人 事委員会事務局、監查委員事務局、労働委員会事 務局及び警察本部をいう。
  - (2) 機関 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県 規則第13号) 第2条第3項に規定する地方機関、 鳥取県会計管理局組織規則(平成21年鳥取県規則 第24号) 第2条第2項に規定する地方機関、鳥取 県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県 教育委員会規則第5号)第2条第4項に規定する 地方機関及び同条第6項に規定する教育機関並び に警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例 (昭和29年鳥取県条例第30号) 別表に規定する警 察署をいう。

 $(3)\sim(6)$  略

(出納員)

- 第5条 会計管理部に出納員を置き、会計指導課長及 第5条 会計管理局に出納員を置き、会計指導課長及 び統括審査課長の職にある者をもって充てる。
  - 2 · 3 略
  - の機関に必要に応じて出納員を置くことができる。

(電子出納員)

会計管理者が所属において電子情報処理組織を利用 する方法により処理するものとして別に定める経費 に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を 行わせる出納員(以下「電子出納員」という。)を 置き、次の表の左欄に掲げる部又は出納機関の区分 てる。

(1) 部(教育委員会 所属(会計管理部にあ 事務局及び警察本部 っては、会計指導課。 以下この項において同 を除く。) じ。) の課長補佐(こ れと同等の職を含 む。) の職にある者の うち、所属の長が指定 するもの

### 2 • 3 略

#### (分任出納員及び会計員)

- き、必要に応じて分任出納員を置く。
- の機関に必要に応じて分任出納員又は会計員を置く ことができる。
- 3 略

(収納金の払込み)

### 第21条 略

2 略

3 会計管理者は、会計管理部以外の部及び出納機関 3 会計管理者は、会計管理局以外の部及び出納機関 以外の機関の出納員が前2項の規定により処理した 現金(証券)領収証書原符及び現金(証券)出納簿 (様式第42号) について毎年1回以上検査を行わな ければならない。

### (徴収又は収納の委託の検査)

- る検査を行うときは、会計管理部又は委託事務を所 管する部若しくは機関の職員のうちから検査員を命 ずる。
- 2 会計管理者は、令第158条の2第3項に規定する検 2 会計管理者は、令第158条の2第3項に規定する検 査を行うときは、会計管理部会計指導課、政策戦略 本部税務課又は県税事務所(鳥取県総合事務所等設 置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条の規定 により設置された県税事務所をいう。)の職員のう ちから検査員を命ずる。

3~5 略

附則

(施行期日)

1 略

てる。

(1) 部(教育委員会 所属(会計管理局にあ 事務局及び警察本部 っては、会計指導課。 を除く。) 以下この項において同 じ。) の課長補佐(こ れと同等の職を含 む。)の職にある者の うち、所属の長が指定 するもの

### 2 • 3 略

#### (分任出納員及び会計員)

- 第5条の3 会計管理部及び出納機関に会計員を置 第5条の3 会計管理局及び出納機関に会計員を置 き、必要に応じて分任出納員を置く。
- 2 知事は、会計管理部以外の部並びに出納機関以外 2 知事は、会計管理局以外の部並びに出納機関以外 の機関に必要に応じて分任出納員又は会計員を置く ことができる。
  - 3 略

### (収納金の払込み)

#### 第21条 略

2 略

以外の機関の出納員が前2項の規定により処理した 現金(証券)領収証書原符及び現金(証券)出納簿 (様式第42号) について毎年1回以上検査を行わな ければならない。

### (徴収又は収納の委託の検査)

- 第26条の2 会計管理者は、令第158条第4項に規定す 第26条の2 会計管理者は、令第158条第4項に規定す る検査を行うときは、会計管理局又は委託事務を所 管する部若しくは機関の職員のうちから検査員を命 ずる。
  - 査を行うときは、会計管理局会計指導課、総務部税 務課又は県税事務所(鳥取県総合事務所等設置条例 (平成15年鳥取県条例第40号) 第3条の規定により 設置された県税事務所をいう。) の職員のうちから 検査員を命ずる。

 $3\sim5$  略

附則

(施行期日)

1 略

## (経過措置)

かわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関と みなし、この規則の規定を適用する。この場合にお いて、第5条第2項の規定による出納員には、同表 の右欄の職にある者をもって充てる。

HIM I IM.	
政策戦略本部政策戦略	政策戦略本部政策戦略
<u>局</u> 東京本部	<u>局</u> 東京本部の総務・関
	係人口・県立ハローワ
	ークチームの主幹
政策戦略本部政策戦略	政策戦略本部政策戦略
<u>局</u> 関西本部	<u>局</u> 関西本部観光・情報
	発信・販路開拓チーム
	の主幹
総務部行政体制整備局	総務部行政体制整備局
職員人材開発センター	職員人材開発センター
	の課長補佐
生活環境部 <u>自然共生社</u>	生活環境部 <u>自然共生社</u>
<u>会局</u> 山陰海岸ジオパー	<u>会局</u> 山陰海岸ジオパー
ク海と大地の自然館	ク海と大地の自然館の
	課長補佐
略	
農林水産部農業振興局	農林水産部農業振興局
農業大学校	農業大学校の課長補佐
略	

# 別表第1 (第2条、第5条関係)

機関	職
略	
鳥取県西部総合事務所	<ul><li>(1) 県民福祉局総務 室の室長</li><li>(2) 日野振興センタ 一日野振興局地域振 興課の課長補佐</li></ul>
略	
鳥取県西部県税事務所	(1) 西部総合事務所 県民福祉局総務室の 室長

### (経過措置)

2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にか 2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にか かわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関と みなし、この規則の規定を適用する。この場合にお いて、第5条第2項の規定による出納員には、同表 の右欄の職にある者をもって充てる。

交流人口拡大本部東京	交流人口拡大本部東京
本部	本部の総務・関係人
	口・県立ハローワーク
	チームの主幹
交流人口拡大本部関西	交流人口拡大本部関西
本部	本部観光・情報発信・
	販路開拓チームの主幹
総務部職員人材開発セ	総務部職員人材開発セ
ンター	ンターの課長補佐
生活環境部山陰海岸ジ	生活環境部山陰海岸ジ
オパーク海と大地の自	オパーク海と大地の自
然館	然館の課長補佐
略	
農林水産部農業振興監	農林水産部農業振興監
農業大学校	農業大学校の課長補佐
略	

# 別表第1 (第2条、第5条関係)

刊衣弟 1 (弗 2 余、弗 3 余舆馀)		
機関	職	
略		
鳥取県西部総合事務所	(1) 県民福祉局総務	
	室の室長	
	(2) 日野振興センタ	
	一日野振興局地域振	
	興課の課長補佐	
鳥取県男女共同参画セ	次長	
ンター		
鳥取県消防防災航空セ	課長補佐	
ンター		
鳥取県消防学校	副校長	
鳥取県立公文書館	課長補佐	
略		
鳥取県西部県税事務所	(1) 西部総合事務所	
	県民福祉局総務室の	
	室長	

	(2) 収税課長
鳥取県立公文書館	課長補佐
鳥取県消防防災航空セ	課長補佐
ンター	
鳥取県消防学校	副校長
鳥取県東部地域振興事	課長補佐
務所	
鳥取県男女共同参画セ	次長
ンター	
略	
鳥取県園芸試験場	(1)~(7) 略
	<u>(8)</u> 略
略	

# 別表第2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

政策戦略本部政策戦略	1 公文書、行政資料
局名古屋代表部	その他の書類の写し
	の作成及び送付に要
	する費用に係る現金
	の収納に関する事務
	2 ふるさと納税に係
	る寄附金の収納に関
	する事務
	3 鳥取県個人情報保
	護条例(令和4年鳥
	取県条例第29号)第
	16条第1項の規定に
	よる手数料の収納に
	関する事務
政策戦略本部税務課	1 履行期限を経過し
	た債権の収納に関す
	る事務
	2 ふるさと納税に係
	る寄附金の収納に関
	する事務
輝く鳥取創造本部中山	鳥取県基金条例(平成
間・地域振興局人口減	19年鳥取県条例第10
少社会対策課	号)別表第1の23の項
	に掲げる基金に係る寄
	附金の収納事務
輝く鳥取創造本部観光	略

	(2) 収税課長
鳥取県東部地域振興事	課長補佐
務所	
略	
鳥取県園芸試験場	(1)~(7) 略
	(8) 河原試験地長
	<u>(9)</u> 略
略	

# 別表第2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
	21,-1
令和新時代創造本部統	統計に関する県の刊行
計課	物の販売代金及び送付
	に要する費用に係る現
	金の収納に関する事務
交流人口拡大本部ふる	鳥取県基金条例(平成
さと人口政策課	19年鳥取県条例第10
	号) 別表第1の23の項
	に掲げる基金に係る寄
	附金の収納事務
交流人口拡大本部名古	1 公文書、行政資料
屋代表部	その他の書類の写し
	の作成及び送付に要
	する費用に係る現金
	の収納に関する事務
	2 ふるさと納税に係
	る寄附金の収納に関
	する事務
<b>大法人口扩大大</b> 如纽亚	略
交流人口拡大本部 観光	哈

輝く鳥取創造本部観光 交流局交流推進課	略	交流人口拡大本部 交流局交流推進課	略
総務部総務課	1 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し(手許保管のものに限る。)及び払込みに関する事務 2 契約保証金の領収及び払込みに関する事務 3 鳥取県庁本庁舎に設置している特殊簡易公衆電話機内の収納金の収納事務	総務部総務課	1 入札保証金の収、一時保管並び払戻し(手許保管ものに限る。)及払込みに関する事務 2 契約保証金の領及び払込みに関す事務 3 鳥取県庁本庁舎設置している特殊易公衆電話機内の納金の収納事務
		総務部税務課	1 履行期限を経過 た債権の収納に関 る事務 2 ふるさと納税に る寄附金の収納に する事務
総務部営繕課	1 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し(手許保管のものに限る。)及び払込みに関する事務 2 契約保証金の領収及び払込みに関する事務	総務部営繕課	1 入札保証金の 収、一時保管並び 払戻し(手許保管 ものに限る。)及 払込みに関する事務 2 契約保証金の領 及び払込みに関す 事務
総務部統計課	統計に関する県の刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務		
総務部 <u>行政体制整備局</u> 行財政改革推進課	1 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し(手許保管のものに限る。)及び払込みに関する事務 2 契約保証金の領収及び払込みに関する事務 3 株式に係る配当金の収納に関する事務	総務部 <u>デジタル・行財</u> 政改革局行財政改革推 進課	1 入札保証金の 収、一時保管並び 払戻し(手許保管 ものに限る。)及 払込みに関する事務 2 契約保証金の領 及び払込みに関す 事務 3 株式に係る配当 の収納に関する事務

		和対策課	資金貸与規則を廃止する等の規則(平成19年 鳥取県規則第54号)附 則第2項の規定により なおその効力を有する こととされる同規則第 1条の規定による廃止 前の鳥取県専修学校等 奨学資金貸与規則(昭 和62年鳥取県規則第56 号)第13条第1項の規 定により返還される奨 学金の収納事務
略		略	
地域社会振興部 市町村	略	地域づくり推進部市町	略
課		村課	
地域社会振興部県民参	1・2 略	地域づくり推進部県民	1 • 2 略
画協働課	3 鳥取県個人情報保	参画協働課	3 鳥取県個人情報保
	護条例第16条第1項		護条例 (令和4年鳥
	の規定による手数料		取県条例第29号)第
	の収納に関する事務		16条第1項の規定に
			よる手数料の収納に
			関する事務
地域社会振興部文化政	鳥取県美術展覧会に係	地域づくり推進部文化	鳥取県美術展覧会に係
<b>策課</b>	る出品料の収納に関す	政策課	る出品料の収納に関す
	る事務		る事務
地域社会振興部人権尊	鳥取県専修学校等奨学		
重社会推進局人権・同	資金貸与規則を廃止す		
和対策課	る等の規則(平成19年		
	鳥取県規則第54号)附		
	則第2項の規定により なおその効力を有する		
	なねての効力を有する こととされる同規則第		
	1条の規定による廃止		
	前の鳥取県専修学校等		
	授学資金貸与規則(昭		
	和62年鳥取県規則第56		
	号) 第13条第1項の規		
	定により返還される奨		
	学金の収納事務		
地域社会振興部文化財	略	地域づくり推進部文化	略
局文化財課		財局文化財課	
地域社会振興部文化財	略	地域づくり推進部文化	略
局とっとり弥生の王国		財局とっとり弥生の王	

推進課		国推進課	
略		略	
福祉保健部ささえあい	略	福祉保健部ささえあい	
福祉局孤独・孤立対策	74	福祉局福祉監査指導課	74
課		田正河田正正日子怀	
略		略	
· ·	m/⊅		m/z
子ども家庭部家庭支援	略	子育て・人財局家庭支	略
課		接課	
生活環境部衛生環境研	1 現金(基金に属す	生活環境部衛生環境研	1 現金(基金に属す
究所	る現金を除く。)の		る現金を除く。)の
	収納及び保管に関す		収納及び保管に関す
	る事務		る事務
	2 入札保証金の領		2 入札保証金の領
	収、一時保管並びに		収、一時保管並びに
	払戻し(手許保管の		払戻し(手許保管の
	ものに限る。)及び		ものに限る。)及び
	払込みに関する事務		払込みに関する事務
	3 契約保証金の領収		3 契約保証金の領収
	及び払込みに関する		及び払込みに関する
	事務		事務
	4 有価証券の出納及		4 有価証券の出納及
	び保管に関する事務		び保管に関する事務
		生活環境部循環型社会	1 鳥取県手数料徴収
		推進課	条例第2条第1項第
			77号の2、第77号の
			3、第79号の6、第
			79号の7、第80号、
			第81号、第84号ア、
			第85号、第86号、第
			89号ア及び第92号に
			規定する手数料の収
			納事務
			2 産業廃棄物の処分
			に係る行政代執行法
			(昭和23年法律第43
			号)第2条の規定に
			基づく代執行の費用
			の収納事務
生活環境部自然共生社	1 鳥取県手数料徴収	上 洋理 培却 俎 典 かわ 白	1 鳥取県手数料徴収
会局自然共生課	条例第2条第1項第	生活環境部 <u>緑豊かな自</u> <u>然課</u>	
<u> </u>	236号及び第237号に	<u> </u>	条例第2条第1項第
	規定する手数料並び		236号及び第237号に # 字する手数料 # 7 7
	規定する子数科並び に鳥取県税条例第3		規定する手数料並び
	に 局 取 県 祝 采 初 弟 3 名 第 2 号 ア に 規 定 す		に鳥取県税条例第3
			条第2号アに規定する場合を表
1	る狩猟税の収納事務		る狩猟税の収納事務

生活環境部自然共生社会局循環型社会推進課	2 日本の ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	nte	2 日本一の鳥取砂丘 を守り育てる条例 (平成20年鳥取県条 例第64号)第14条に 規定する過料の収納 に関する事務
略		略	,
生活環暗部くらしの字	皀町退成十年に低ス会	■生活環暗部くよしの字	1 皀取坦毛粉料總师
生活環境部くらしの安 心局まちづくり課	鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する	生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり	1 鳥取県手数料徴収 条例第2条第1項第
	鳥取県盛土等に係る斜 面の安全確保に関する 条例(令和3年鳥取県		<ul><li>1 鳥取県手数料徴収 条例第2条第1項第 308号から第311号ま</li></ul>
	面の安全確保に関する	心局住まいまちづくり	条例第2条第1項第
	面の安全確保に関する 条例(令和3年鳥取県	心局住まいまちづくり	条例第2条第1項第 308号から第311号ま
	面の安全確保に関する 条例(令和3年鳥取県 条例第43号)第20条第	心局住まいまちづくり	条例第2条第1項第 308号から第311号ま でに規定する手数料
	面の安全確保に関する 条例(令和3年鳥取県 条例第43号)第20条第 1項及び同条第2項の	心局住まいまちづくり	条例第2条第1項第 308号から第311号ま でに規定する手数料 の収納事務
	面の安全確保に関する 条例(令和3年鳥取県 条例第43号)第20条第 1項及び同条第2項の 規定による保証金の収	心局住まいまちづくり	条例第2条第1項第 308号から第311号ま でに規定する手数料 の収納事務 2 県営住宅の家賃
心局まちづくり課	面の安全確保に関する 条例(令和3年鳥取県 条例第43号)第20条第 1項及び同条第2項の 規定による保証金の収 納事務	心局住まいまちづくり	条例第2条第1項第 308号から第311号ま でに規定する手数料 の収納事務 2 県営住宅の家賃 (水道料金を含
心局まちづくり課 生活環境部くらしの安	面の安全確保に関する 条例(令和3年鳥取県 条例第43号)第20条第 1項及び同条第2項の 規定による保証金の収 納事務	心局住まいまちづくり	条例第2条第1項第 308号から第311号までに規定する手数料の収納事務 2 県営住宅の家賃 (水道料金を含む。)及び駐車場に
心局まちづくり課 生活環境部くらしの安	面の安全確保に関する 条例(令和3年鳥取県 条例第43号)第20条第 1項及び同条第2項の 規定による保証金の収 納事務 1 鳥取県手数料徴収 条例第2条第1項第	心局住まいまちづくり	条例第2条第1項第 308号から第311号ま でに規定する手数料 の収納事務 2 県営住宅の家賃 (水道料金を含 む。)及び駐車場に 係る使用料の収納事
心局まちづくり課 生活環境部くらしの安	面の安全確保に関する 条例(令和3年鳥取県 条例第43号)第20条第 1項及び同条第2項の 規定による保証金の収 納事務 1 鳥取県手数料徴収 条例第2条第1項第 308号から第311号ま	心局住まいまちづくり	条例第2条第1項第 308号から第311号までに規定する手数料の収納事務 2 県営住宅の家賃 (水道料金を含む。)及び駐車場に 係る使用料の収納事務
心局まちづくり課 生活環境部くらしの安	面の安全確保に関する 条例(令和3年鳥取県 条例第43号)第20条第 1項及び同条第2項の 規定による保証金の収 納事務 1 鳥取県手数料徴収 条例第2条第1項第 308号から第311号ま でに規定する手数料	心局住まいまちづくり	条例第2条第1項第 308号から第311号までに規定する手数料の収納事務 2 県営住宅の家賃 (水道料金を含む。)及び駐車場に係る使用料の収納事 務 3 県営住宅の賃貸借 契約の解除又は駐車場に係る使用許可の
心局まちづくり課 生活環境部くらしの安	面の安全確保に関する 条例(令和3年鳥取県 条例第43号)第20条第 1項及び同条第2項の 規定による保証金の収 納事務 1 鳥取県手数料徴収 条例第2条第1項第 308号から第311号ま でに規定する手数料 の収納事務	心局住まいまちづくり	条例第2条第1項第 308号から第311号までに規定する手数料の収納事務 2 県営住宅の家賃 (水道料金を含む。)及び駐車場に 係る使用料の収納事務 3 県営住宅の賃貸借 契約の解除又は駐車
心局まちづくり課 生活環境部くらしの安	面の安全確保に関する 条例(令和3年鳥取県 条例第43号)第20条第 1項及び同条第2項の 規定による保証金の収 納事務 1 鳥取県手数料徴収 条例第2条第1項第 308号から第311号ま でに規定する手数料 の収納事務 2 県営住宅の家賃	心局住まいまちづくり	条例第2条第1項第 308号から第311号までに規定する手数料の収納事務 2 県営住宅の家賃 (水道料金を含む。)及び駐車場に係る使用料の収納事 務 3 県営住宅の賃貸借 契約の解除又は駐車場に係る使用許可の
心局まちづくり課 生活環境部くらしの安	面の安全確保に関する 条例(令和3年鳥取県 条例第43号)第20条第 1項及び同条第2項の 規定による保証金の収 納事務 1 鳥取県手数料徴収 条例第2条第1項第 308号から第311号ま でに規定する手数料 の収納事務 2 県営住宅の家賃 (水道料金を含	心局住まいまちづくり	条例第2条第1項第 308号から第311号ま でに規事務 2 県営住宅の家 県営住宅の家 り、 が、)及び料の収 が、)を用料の収 が、)を用料の収 が、 の の の の の の の の の の り、 の り、 の り、 の り
心局まちづくり課 生活環境部くらしの安	面の安全確保に関する 条例(令和3年鳥取県 条例第43号)第20条第 1項及び同条第2項の 規定による保証金の収 納事務 1 鳥取県手数料徴項 条例第2条第11号ま でに規定する手数料 の収納事務 2 県営住宅の家を は、)及び財政の収 係る使用料の収納事務	心局住まいまちづくり	条例第2条第311号数 308号から第311号数 でに規事務 2 県営 で収納事務 2 県 道 及び 取り 係る と を 車 収 の して 係務 3 県営住宅 と で で で で で で で で で で で で で で で で で で
心局まちづくり課 生活環境部くらしの安	面の安全確保に関する 条例(令和3年鳥取県 条例第43号)第20条第 1項及び同条第2項の 規定による保証金の収 納事務 1 鳥取県手数料徴項 条例第2条第1項号ま で収納事務 2 県営年のの 以機事務 2 県営年のの で収納事務 2 県営日本の で収納事務 308号から第311号ま で収納事務 2 県営日本の で収納事務 3 使用料の収納事 務 3 県営住宅の賃貸借	心局住まいまちづくり	条例第2条第311号数料 2条第311号数料 の 第308号かます の 収 県
心局まちづくり課 生活環境部くらしの安	面の安全確保に関する 条例(令和3年鳥取集 1項及び同条第2項の 規定に 納事務 1鳥取県手数半項の 規定よ 308号から第311号 2条第1項号 308号からする で収納事務 2県第2条第311号 で収納事務 2県が高手数半の 県営に が、のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは の	心局住まいまちづくり	条例第2条第311号数 1 項 1 308号かま 308号かま 311号数 8 2 条第311号数 8 2 に 収納事務 2 (水) 使用 2 を 全 車 収
心局まちづくり課 生活環境部くらしの安	面の安全確保に関する 条例(令和3年鳥取県 条例第43号)第20条第 1項及び同条第2項の 規定による保証金の収 納事務 1 鳥取県手数料徴項 条例第2条第1項号ま で収納事務 2 県営年のの 以機事務 2 県営年のの で収納事務 2 県営日本の で収納事務 308号から第311号ま で収納事務 2 県営日本の で収納事務 3 使用料の収納事 務 3 県営住宅の賃貸借	心局住まいまちづくり	条例第2条第311号数料 2条第311号数料 の 第308号かます の 収 県

	危機管理部・生活環境	損害賠償金の収納事務 4 県営住宅退去者の遺留物件の処分に要する費用の収納事務 5 県営住宅の目的外使用許可に係る使用料の収納事務		危機管理局・生活環境	料の収納事務 6 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例(令和3年鳥取県条例第43号)第20条第1項及び同条第2項の規定による保証金の収納事務
	部原子力環境センター			部原子力環境センター	
	略	m to		略	to be
	農林水産部農業振興局	略		農林水産部農業振興監	略
	生産振興課 略			生産振興課	
	型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型	略		图 上數供如道收入面調	略
	企画課	中台		県土整備部道路企画課	<b></b> 中介
	<u>会計管理部</u> 会計指導課	略		会計管理局会計指導課	略
	教育委員会事務局教育	1・2 略		教育委員会事務局教育	1・2 略
	総務課	3 鳥取県個人情報保		総務課	
		護条例第16条第1項			
		の規定による手数料の規定による手数料			
	略	の収納に関する事務		略	
		1 八大事 /元录次》			1)
	警察本部広報県民課	1 公文書、行政資料 その他の書類の写し		警察本部広報県民課	公文書、行政資料 その他の書類の写し
		の作成及び送付に要			の作成及び送付に要
		する費用に係る現金			する費用に係る現金
		の収納に関する事務			の収納に関する事務
		2 鳥取県個人情報保			**************************************
		護条例第16条第1項			
		の規定による手数料			
		の収納に関する事務			
	略			略	
2	分任出納員に委任させる 分任出納員に委任させる	事務	2	分任出納員に委任させる	る事務
	区分	委任事務		区分	委任事務
	政策戦略本部政策戦	略		交流人口拡大本部東	略
	略局東京本部			京本部	
	政策戦略本部政策戦	ふるさと納税に係る寄附		交流人口拡大本部関	ふるさと納税に係る寄附
	略局関西本部	金の収納に関する事務		西本部	金の収納に関する事務
				鳥取県立公文書館	公文書館が発行する刊行
					物及び県史に関する刊行
					物の販売代金及び送付に
					要する費用に係る現金の

			収納に関する事務
略		略	
鳥取県西部県税事務	県税に係る歳入金及び歳	鳥取県西部県税事務	1 県税に係る歳入金の
所	入歳出外現金の一部の収	所	収納及び保管に関する
	納に関する事務		事務
			2 鳥取県税条例第16条
			第3項に規定する手数
			料の収納に関する事務
			3 歳入歳出外現金の一
			 部の収納に関する事務
			4 公文書、行政資料そ
			ー の他の書類の写しの作
			成及び送付に要する費
			用に係る現金の収納に
			関する事務
鳥取県立公文書館	公文書館が発行する刊行		
	物及び県史に関する刊行		
	物の販売代金及び送付に		
	要する費用に係る現金の		
	収納に関する事務		
地域社会振興部文化	鳥取県美術展覧会に係る		
政策課	出品料の収納に関する事		
Z N N N	務		
子ども家庭部家庭支	略	 子育て・人財局家庭	略
<u>ナとも家庭部</u> 家庭又 援課	<b>世</b> 宜	支援課	<u>сн</u>
-			
略		略	

別表第3(第26条の3関係)

区分	歳入の名称
略	
不当利得	略
による返	鳥取県産業未来共創条例(令和5年
還金	鳥取県条例第37号)附則第4項の規
	定によりなおその効力を有するもの
	とされた鳥取県産業成長応援条例
	(令和元年鳥取県条例第4号) 附則
	第3項の規定によりなおその効力を
	有するものとされた同条例附則第2
	項の規定による廃止前の鳥取県企業
	立地等事業助成条例(平成25年鳥取
	県条例第8号)第3条第1項の規定
	による認定を受けた企業立地事業を
	実施する者に交付された企業立地事
	業補助金及び同条第2項の規定によ

別表第3(第26条の3関係)

区分	歳入の名称
略	
不当利得	略
による返	鳥取県産業成長応援条例(令和元年
還金	鳥取県条例第4号) 附則第3項の規
	定によりなおその効力を有するもの
	とされた同条例附則第2項の規定に
	よる廃止前の鳥取県企業立地等事業
	助成条例(平成25年鳥取県条例第8
	号) 第3条第1項の規定による認定
	を受けた企業立地事業を実施する者
	に交付された企業立地事業補助金の
	交付決定の取消しに伴う返還金

る認定を受けた次世代ソフトウェア 産業等立地事業を実施する者に交付 された次世代ソフトウェア産業等立 地事業補助金の交付決定の取消しに 伴う返還金

鳥取県産業未来共創条例附則第3項 の規定によりなおその効力を有する ものとされた同条例附則第2項の規 定による廃止前の鳥取県産業成長応 援条例第3条第1項の規定による認 定を受けた産業成長事業を実施する 者に交付された産業成長応援補助金 及び同項の規定による認定を受けた 次世代ソフトウェア産業等創出事業 を実施する者に交付された次世代ソ フトウェア産業等創出支援補助金の 交付決定の取消しに伴う返還金

鳥取県産業未来共創条例第4条第1 項の規定による認定を受けた産業未 来共創事業を実施する者に交付され た産業未来共創補助金及び同項の規 定による認定を受けた先端的デジタ ル活用企業立地促進事業を実施する 者に交付された先端的デジタル活用 企業立地促進補助金の交付決定の取 消しに伴う返還金

## 附則

この規則は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例(令和5年鳥取県条例第26号)の施行の日から施行す る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の改正規定中出納員に委任させる事務の表教育委員会事務局教育総務課の項第2号の次に1号 を加える部分及び同表警察本部広報県民課の項に1号を加える部分並びに分任出納員に委任させる事務の表 西部県税事務所の項の改正部分 公布の日
- (2) 別表第3の改正規定 鳥取県産業未来共創条例(令和5年鳥取県条例第37号)の施行の日
- (3) 別表第1の改正規定中鳥取県園芸試験場の項第8号を削る部分 令和6年4月1日